

## Yahoo!ショッピング ストア運用ガイドライン

Yahoo!ショッピング ストア運用ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）は、ショッピングストア利用約款（以下「利用約款」といいます）に基づき、その運用ガイドラインの一つとして当社が定めているものです。

本ガイドラインでは、Yahoo!ショッピングの出店・運営（具体的には、出店や出品の基準、契約締結や解約の手続、お客様対応、ストアや出店者ページの制作など）にあたって守っていただきたい事項の細目を定めています。出店者様は、以下に定める内容をご理解いただき、順守していただきますようお願いいたします。

なお、利用約款において本ガイドラインと異なる定めがある場合、利用約款の定めが優先され、本ガイドラインの用語の定義は、特段定めのない限り、利用約款に従います。

## 第 1 章 基本ルール

### 第 1 約款・ガイドライン・規程・法令等の順守

出店者様は、利用約款、本ガイドライン、各種規程、各種マニュアル、申請書類に記載の事項を必ずお守りください。

### 第 2 運営理念

- 1 Yahoo!ショッピングの正常な運営の妨げになるような行為を禁止します。利用約款または本ガイドラインに違反したと当社が判断した場合には、当社は、利用約款の規定に従い、開店準備中、運営中を問わず本契約を解除することがあります。
- 2 出店者様がお客様に対してインターネットを利用して商品等を自由に販売していただくため、当社は、「出店者ページ」において、Yahoo!ショッピングでの商品等の販売に関係する情報やコンテンツの掲載に限定せず、出店者様の自社ホームページや自社 E コマースサイト等を含む Yahoo!ショッピング外のサイト（以下「外部サイト」といいます）へのリンクを設定すること等を制限しません。ただし、外部サイトへ遷移させる際には、必ずリンク先が外部サイトであることの注意喚起ページを経由してください。
- 3 「商品等」または「出店者ページ」内における内容、販売行為および販売方法等が、法令等、利用約款もしくは本ガイドラインに違反している（そのおそれがある場合も含まれます）または Yahoo!ショッピングの快適で適切な運用にふさわしくないと当社が判断した場合、当社は、利用約款の規定に従い、当該商品等を削除・非公開とすること、当該内容を修正・削除すること、本契約の全部もしくは一部を利用停止すること、または本契約を解除することがあります。
- 4 取り扱う商品等の販売にあたって必要な免許・許認可等は、出店者様自身の責任において確認・準備をおこなってください。取り扱う商品等についてのすべての責任は出店者様にありますので、ご不明な点につきましては、事前に弁護士等の専門家にご確認ください。

さい。

- 5 Yahoo!ショッピングでの商品等の販売に関係のないページを作成することは禁止します。
- 6 商品の在庫が確保されていないにもかかわらず商品掲載をおこなう見せかけ販売や、その商品の人気が高いように見せるようなランキング不正操作などの客引き行為をおこなうことは禁止します。
- 7 「出店者ページ」の更新やお客様対応など、出店者様として必要な利用環境や業務環境（以下に例示するものを含みます）を必ず整えてください。
  - (1) 豊富な接客経験を持つ運営スタッフの配置
  - (2) 受注ピーク時にも十分対応できる人員体制および商品管理体制の確保
  - (3) カード決済、代引、銀行振り込みなどの決済手段の用意
  - (4) 宅配便などの商品配送手段の用意
  - (5) 自社販売商品についての知識、商品販売にかかわる関連法規などに関する知識、本サービスの仕様に沿った商品データや商品画像を管理・運用する知識、HTMLや CSV 形式データに関する知識
  - (6) パソコンおよびインターネット接続環境
  - (7) 常にメールを送受信できる環境および運用・保守担当者の配置（添付ファイルを含むメールの送受信ができること）
  - (8) 常に当社からのお知らせを参照できる環境
- 8 お客様満足度の高いサービスを提供するために、カスタマーサポートには十分な配慮をおこなってください。
- 9 個人情報の取り扱いに関し、「出店者ページ」のなかでお客様に提示するプライバシーポリシーを設けてください。取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律、管轄官庁のガイドラインおよび当該プライバシーポリシーに従って、適切に利用・管理し、また、不正アクセス、不正利用などの防止に努めてください。

### 第 3 出店・出品基準

#### 1 出店について

- (1) 個人事業主は、申し込みの時点で満 20 歳以上であることが必要です。
- (2) ご本人様による申し込みであることを確認するため、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）や運転免許証などの本人確認書類を当社所定の方法でご提出いただきます。
- (3) 当社は、下記の基準に基づき出店審査を行います。なお、申し込み時のみならず、運営中においても下記の基準を満たしている必要があります。
  - ア 申し込み日から遡って直近 5 年間に行政処分を受けていないこと
  - イ 出店審査の時点で、Yahoo!ショッピング、ヤフオク!などの当社サービスの

利用に関し、当社が同一利用者と判断した利用（アクセスログが一致する場合は同一利用者とみなします）も含め、以下のいずれも満たしていること

- ・ Yahoo! JAPAN ID について、削除措置が過去にされていないこと、かつ、利用停止措置が審査時に継続されていないこと
- ・ 当社サービスの利用に関する契約について、解除措置が過去にされていないこと、かつ、履行停止措置が審査時に継続されていないこと

ウ 取り扱い予定の商品等が、利用約款および本ガイドラインに違反しないこと  
エ お申し込み内容および当社にご提出いただく本人確認書類等が正確かつ最新の内容であること

オ 当社がおこなう本人確認および存在確認において不備がないこと

カ 使用いただくストア名およびストアアカウントが、第 1 章第 3 第 5 項および第 6 項の規定を満たしていること

キ 当社指定の審査が必要なブランド品を取り扱う場合は、当社所定のブランド審査を通過することまたは当社が別途定める基準を満たすこと。ただし、法人の出店者様のみブランド審査を受け付けます。

ク 当社が定める経営状況判断基準（指定収納会社および第三者調査機関による与信審査等を参考にします）を満たしていること

ケ ネットワークビジネスまたはマルチ商法に該当するような販売方法をおこなっていないこと

コ その他、Yahoo!ショッピングにふさわしくないと当社が判断しないこと

(4) 上記の出店審査の基準を満たす場合でも、Yahoo!ショッピングや当社の他のサービスと競合するサービス（ショッピングモールの運営等）を提供している企業は出店をお断りすることがあります。

(5) 当社は、下記の基準に基づき開店審査を行います。なお、開店審査時のみならず、運営中においても下記の基準を満たしている必要があります。

ア 注文総額の振込先として登録された出店者様名義の金融機関口座（受取口座）の有効性が確認できること

イ 開店審査の時点において、Yahoo!ショッピング、ヤフオク!などの当社サービスの利用に関し、当社が同一利用者と判断した利用（アクセスログが一致する場合は同一利用者とみなします）も含め、以下のいずれも満たしていること

- ・ Yahoo! JAPAN ID について、削除措置が過去にされていないこと、かつ、利用停止措置が審査時に継続されていないこと
- ・ 当社サービスの利用に関する契約について、解除措置が過去にされていないこと、かつ、履行停止措置が審査時に継続されていないこと

- ウ 取り扱う商品等が、利用約款および本ガイドラインに違反しないこと
  - エ 取り扱う商品等の販売にあたって必要な審査（ブランド審査、および第 1 章第 3 第 3 項（4）で規定する商品等の販売可否の審査）が完了していること  
または当社が別途定める基準を満たすこと
  - オ 「会社概要」や「お買い物ガイド」、商品ページなどに記載されている内容に不備がないこと
- (6) 開店審査において当社が不備を指摘した場合は速やかに対応してください。開店審査の申請日より 1 か月を経過しても、当社の不備の指摘に応じた改善が完了しない場合、開店審査基準を満たしていないと扱うことがあります。
- (7) 申し込み内容の不備などにより申し込み日より 3 か月以内に本契約が成立しなかった場合は、お申し込みを取り消します。また、本契約の成立日より 1 か月以内に開店審査の申請がない場合は、利用約款の規定に従い、本契約を終了します。このいずれの場合も、すでにご提出いただいている書類等のご返却は承りかねます。ご了承ください。

## 2 出店・出品中の禁止行為について

### (1) 自己注文、代理注文に関する禁止行為について

以下の行為は禁止します。出店者様の従業員、委託先、提携先等の行為も、出店者様の行為とみなされますのでご注意ください。

- ア Yahoo!ショッピング上の各種ランキングの上位に自らを表示させることを目的として、自らまたは第三者に依頼し商品等を注文すること
- イ 売上の水増し等を目的として、自らまたは第三者に依頼し商品等を注文すること
- ウ Yahoo!ショッピング上の各種ランキングの順位を左右する情報にアクセスする等の行為をすること
- エ その方法を問わず、自らの注文により、PayPay ポイント、ストアクーポンまたはモールクーポンを取得すること
- オ 自らの注文により取得した PayPay ポイントを使用すること
- カ 自らの注文により、出店者様のストアにおいて、ストアクーポンまたはモールクーポンを使用すること
- キ 出店者様がお客様に代わり注文を行うこと

### (2) 商品レビュー、ストアレビューに関する禁止行為について

以下の行為は禁止します。その他、商品レビュー、ストアレビューの公平性を損なうおそれがある行為や、本来の機能を損なう行為も禁止します。

- ア Yahoo!ショッピングの商品レビュー、ストアレビューを外部サイトに転載すること

- イ 外部サイトで取得した商品レビューや評価コメントを、Yahoo!ショッピングに転載すること
- ウ お客様に対して商品の引き渡し前にレビューの書きこみを求めたり、出店者様の意に沿った商品レビュー、ストアレビューを投稿するように求めたりすること
- エ その方法を問わず、自らまたは第三者に依頼して商品レビュー、ストアレビューを投稿すること（「このレビューは参考になりました」「この評価は役立ちました」ボタンの押下など、直接的な投稿以外の行為も含まれます）
- オ お客様に対して、一度投稿された商品レビューやストアレビューの内容の変更・削除等の要請や強要をすること

(3) その他の禁止行為

以下の行為は禁止します。

- ア Yahoo!ショッピングの注文情報をもとに、出店者様が Amazon. co. jp 等の通販サイトやフリマアプリにて注文を行い、お客様へ商品を配送すること
- イ Amazon. co. jp 等の通販サイトの商標、ロゴ、名称等が確認できる箱その他の包装・梱包材を用いて、お客様へ商品を発送すること
- ウ お客様の入金を商品調達に充当することを前提として出品すること
- エ 出品物の違法な利用方法を示唆または助長する商品説明を行うこと
- オ 出店者様の都合による注文のキャンセルであるにもかかわらず、当社の提供するシステムにおけるキャンセルの理由として「注文者都合」を選択すること

3 取扱商品等・販売形態について

(1) 以下の商品等の販売は禁止します。

- ア 銃器類、火薬（玩具花火を除きます）などの危険物
- イ 非合法商品および非合法商品に関連する商品
- ウ いわゆる合法・危険ドラッグ、国内販売の禁止されている医薬品、高度管理医療機器（コンタクトレンズを除きます）
- エ 著作権、商標権、パブリシティ権、肖像権、個人情報など他人の権利を侵害する商品、諸法規・公序良俗に反するもの
- オ 著作権を侵害するコンテンツのダウンロード先や入手方法を案内または提供するもの、および著作権を侵害する態様でコンテンツを電子的手段で送付するもの  
例：「有料ソフトや有料動画などを無料で手に入れる方法」など情報として出品し、権利者が用意しているものとは異なる URL から著作物をダウンロードさせるもの
- カ 不動産

キ 金融商品（有価証券、商品先物取引、貸金業にあたる取引、保険など）、宝くじ、勝馬投票券、会員権、航空券・乗車券、切手（エラー切手、記念切手、特殊切手、外国切手等の切手であって、コレクションとしての経済的価値が認められる切手を除きます）、仮想通貨、仮想通貨のハードウェアウォレット（当社が未開封の製品と判断したものを除きます）、航空会社のマイレージなど

※ 上記に該当しない金券については、取り扱いの可否を含め、第 2 章の特別ルール（以下「特別ルール」といいます）の定めに従うものとします。

ク 興行チケット

※上記以外のチケットであっても、「その他、当社が不適切と判断した商品」に該当する場合があります。

※当社が特に認めた場合を除きます。

ケ 旅行サービス（取次を含みます）

コ 職業紹介、労働者派遣、医療相談、法律相談

サ たばこ・ニコチンを含有する電子たばこ

シ 動物（魚類、昆虫類、爬虫類、両生類を除きます）

ス 特定外来生物に該当する動物の生体および植物（卵や種子も含みます）

セ 希少野生動植物種の個体等のうち、種の保存法に基づく登録等がないもの（漁業法など他の法令に基づき、当該登録等がなくても譲渡し等が認められているウミガメの個体等を含みます）

※「第 2 章 特別ルール 第 11 希少野生動植物種の個体等の出品に関するルール」をご確認ください。

※ただし、象牙および象牙製品全般（全形牙、カットピース、端材、印材、製品の一部に象牙が用いられているものなどを含みます）については、種の保存法に基づいて必要とされている登録等がある場合であっても、販売を禁止します。

ソ 精力剤（第一類医薬品は除きます）

- ・ 性的機能強化、改善を期待させる商品（医薬品、医薬部外品も含みます）
- ・ 劇薬、ホルモン剤を含むもの

タ 身体機能検査キット（検体を郵送などで検査センターなどに返送しておこなうもの。ただし、紹介されている検査機関についてプライバシーマークまたは ISMS 認証を取得していることがサイト上で確認できた場合を除きます）

チ 販売に際して法律で義務づけられている免許、資格条件を満たしていない商品

ツ 武器として使用される目的を持つ商品や、違法行為に使用されるおそれがある商品（以下に例示列举するものを含みますがこれらに限りません）

<例>

- ・ 弾丸（使用済みも含みます）、ボウガン、スタンガン、スリングショット、ナックルダスター、ヌンチャク、催涙スプレー、特殊警棒、改造エアガン・改造モデルガンやその部品（銃砲刀剣類所持等取締法の規制対象に限りません）など
- ・ 法令により所持または携帯を禁止された刀剣類・刃物など
- ※ 調理用包丁、カッターナイフ、アウトドア用ナイフ、その他日常用途を有するものを除きます
- ※ アウトドア用ナイフの販売に際しては、18歳未満の者への販売を禁止します
- ・ ダガーナイフ（刃体の長さにかかわらず）
- ・ 盗聴器、超小型カメラ、赤外線カメラなど
- ・ 自動車用のナンバープレートカバー（二輪車用も含む）
- ・ 自動車用のシートベルト未装着時の警報解除装置（シートベルトキャンセラーなど）

テ 譲渡や転売が禁止されているもの、悪用されるおそれがあるもの（以下に例示列挙するものを含みますがこれらに限りません）

<例>

- ・ 議決権行使書面
- ・ 公的機関発行の免許や許可証
- ・ 開錠工具、錠と対になっていない鍵、マスターキー
- ・ 契約者名義を「使用者本人の名義に変更すること」を前提としない通話可能な携帯電話
- ・ サンプル版やデモ版として貸与されている音楽 CD・DVD、ゲームソフト、コンピューターソフト
- ・ 領収書

ト 開運、魔よけを標榜（ひょうぼう）する高額商品

ナ 販売価格を固定できない商品等（購入した時点で価格が確定しない商品等、見積りが発生する商品等）

ニ 製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）が指定する商品について、安全基準を満たす「PSマーク」がないもの（以下に例示列挙するものを含みますがこれらに限りません）

<例>

レーザーポインター、モバイルバッテリー、ガスこんろ、石油ストーブ、ライター、乗車用ヘルメットなど

※二輪自動車もしくは原動機付自転車の乗車用ヘルメットまたはレーザーポインターおよびレーザーポインター（類する機能を有するもの含む）を出品する場合は、当該商品にPSCマークがあることを画像（記載内容が確認できる鮮明なものとし、当該商品に添付されていることが分かる方法による）で明示してください。また、届出事業者名、適合性検査を行った登録検査機関名および使用上の注意その他のお客様が安全性を確認するために必要な情報を掲載してください。

※モバイルバッテリーを出品する場合は、当該商品にPSEマークがあることを画像（記載内容が確認できる鮮明なものとし、当該商品に添付されていることが分かる方法による）で明示してください。また、届出事業者名、製品型番、定格電圧および定格容量その他のお客様が安全性を確認するために必要な情報を掲載してください。

※カートリッジガスこんろを出品する場合、当該商品にPSLPGマークがあることを画像（記載内容が確認できる鮮明なものとし、当該商品に添付されていることが分かる方法による）で明示してください。また、届出事業者名、適合性検査を行った登録検査機関名、製品番号および製造年月その他のお客様が安全性を確認するために必要な情報を掲載してください。

ヌ 情報を商品としたもの

ネ ゲーム内のキャラクター・アイテム・通貨などの電子データおよびウェブサービスのアカウント（以下に例示列举するものを含みますがこれらに限りません）

<例>

- ・ ゲーム、SNS、Eコマースサイトなどで利用されるアカウント
- ・ サブスクリプション形式のコンテンツやサービスなどで利用されるアカウント

ノ 以下のいずれかに該当する飲料・食品

- ・ 開栓済み、開封済み、消費期限切れまたは賞味期限切れの飲料（酒類を含みます）・食品（健康食品、ペット用品を含みます）
- ・ 要冷蔵品・要冷凍品、生鮮食品、賞味・消費期限が短い（概ね、最大1週間以内とします）飲料・食品等、品質維持が難しい商品等であって、一般消費者向けに販売される商品を仕入れて販売しているもの

ハ アダルト関連商品（以下に例示列举するものを含みますがこれらに限りません）

<例>

- ・ アダルト DVD・Blu-ray、成人向け写真集
- ・ 児童ポルノまたはそれに類する商品

- ・ モデルの容姿、服装、肢体、タイトル、商品説明などから、18歳未満の者を連想させると当社が判断した商品  
例：イメージ映像、写真集、同人誌、トレーディングカード、テレホンカード等
- ・ 性的好奇心を満たす目的であると当社が判断した商品  
例：アダルトグッズ等
- ・ その他公序良俗に反する商品

ヒ 電波妨害装置

フ 物販に付随せず募金や寄付を募るもの

ヘ 以下に該当する、放射性物質を含むおそれがあるもの（原子力に関連する法令の規制対象に限らない）（以下に例示列挙するものを含みますがこれらに限りません）

<例>

- ・ 原子力に関連する法令の規制値を超える放射性同位元素を含むおそれのある商品  
※トリチウム等、放射性同位元素を含む商品や鉱物標本などを出品される際は、当該商品の説明書等をよくご確認ください
- ・ ウラン化合物など、核燃料物質に該当するおそれがあるもの
- ・ ウラン鉱など、核原料物質に該当するおそれがあるもの
- ・ その他当社が該当すると判断した商品

ホ 金券以外の商品であって、商慣習上、相当な範囲を超えて現金等を取得させることを目的とした商品、またはそれらの可能性があるとして当社が判断した商品  
例：紙幣、貨幣等の法定通貨、外国通貨など

マ 公的な安全基準、標準規格、認証等に適合しないもの

<例>

- ・ 経済産業大臣、高圧ガス保安協会または指定検査機関の検査を受けていない、高圧ガス保安法上の容器検査が必要な容器（以下に例示列挙するものを含みますがこれらに限りません）  
<例>スキューバダイビングに用いる酸素タンクなど  
※スキューバダイビングに用いる酸素タンクを出品する場合は、上記の検査済みであることを示す標章（刻印等）を画像で明示してください。
- ・ 自動車用チャイルドシート（自動車用ジュニアシートなども含みます）およびその取付具のうち、国土交通省が定める安全基準に適合しておらず、それらを用いて走行した場合に道路運送車両法および道路交通法違反となる商品
- ・ 技術基準に適合する必要がある無線機器で、電波法上の技術基準の適合性

に関する表示等を行っていない商品

※販売する無線機器が技術基準に適合することを確認してください。技術基準に適合する場合は、技術基準の適合性を確認できる情報（例：適合している無線設備規則の条項、技術基準適合証明等の番号または民間の微弱無線設備証明マーク等）を商品説明に記載してください。技術基準に適合しない場合は、日本国内で使用すると電波法に違反するおそれがある旨の注意喚起を商品説明に記載してください。

ミ 自動車車体（電動キックボード、電動スクーター等を含み、第2章第5の基準に基づいて販売する二輪自動車等を除きます）

ム 以下に該当する中古の商品

商品の状態等が明記されていない場合でも、商品説明や商品画像および出品の状況から、当社が中古であると判断する商品を含みます。

- ・ 下着
- ・ コンタクトレンズ
- ・ エアバッグ

※エアバッグとは以下のものを指します。なお、一度でも車体に取り付けしたものを中古と判断します。

- ・ インフレーターが付属したエアバッグ
- ・ エアバッグ用インフレーター単体

メ 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みて、当社が指定する以下の商品

- ・ 専ら新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、予防、診断、治療、症状の改善に用いられるものまたはその実態があると当社が判断するもの  
例：PCR検査キット、抗体検査キット（後述の厚生労働省が承認した一般用医薬品としての抗原検査キットは除きます）、抗原検査キット、ワクチン接種証明書等

※ワクチン接種証明書に類するものと当社が判断したものを含みます。

※予防、診断、治療、症状の改善に用いられるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律および関連法令等（以下「医薬品医療機器等法」といいます）の対象（医薬品等）に限定されません。ただし、厚生労働省が承認した一般用医薬品としての抗原検査キットについては、医薬品医療機器等法および厚生労働省が定めた方法を順守して販売する場合に限り取り扱いが可能です。

- ・ その他、新型コロナウイルス感染症流行下における取引が不適切と当社が判断するもの

モ 肥料のうち、以下のいずれかに該当する商品

- ・ 肥料の品質の確保等に関する法律（以下「肥料品質確保法」といいます）

に基づく保証票の添付がない普通肥料（既製品を小分けにしたものも含みます）

- ・肥料品質確保法に基づく表示がない堆肥、動物の排せつ物および混合特殊肥料
- ・肥料品質確保法に基づき販売業務についての届出をしていない者によって出品された肥料
- ・肥料品質確保法に基づき必要な届出または登録がされていない肥料
- ・その他肥料品質確保法に抵触する肥料

ヤ 農薬等のうち、以下のいずれかに該当する商品

- ・農薬取締法に基づく表示がされていない農薬
- ・既製品を小分けにした農薬
- ・農薬取締法に基づく届出をしていない者によって出品された農薬
- ・農林水産省令により販売が禁止された農薬
- ・農薬取締法に基づき農薬として使用できないにもかかわらず、その旨が表示されていない除草剤
- ・その他農薬取締法に抵触する農薬

ユ その他、当社が不適切と判断した商品等

(2) 以下の販売方法および役務提供は禁止します。

ア 個人輸入代行による販売方法

イ 特定商取引に関する法律第 41 条に定める特定継続的役務の提供または特定継続的役務の提供を受ける権利の販売（以下「特定継続的役務提供」といいます）

ウ 物販に付随しない役務提供（ただし特別ルールで定める役務提供を除きます）

(3) 上記 (1) および(2)の定めにかかわらず、当社の定める基準に基づき、別途契約を締結することで、特定の商品等の販売または特定の販売方法を認める場合があります。

(4) 以下の商品の販売については、販売の可否についての審査をおこないます。商品を販売するにあたり免許や許認可が必要なものについては、免許・許認可証のコピーの提出を求める場合もあります。また、すでにご提出いただいている場合であっても、当社が求めたときには免許や許認可証のコピーをあらためてご提出いただきます。

ア 酒類全般

イ 医薬品

※ 医師や専門家が使用するもの、または大型の機具・機械や人体に対して危険を与える可能性のあるものは販売できません。なお、高度管理医療機器は、コンタクトレンズのみ販売可能です。

※ 濫用のおそれのある医薬品は、購入数制限を 1 に設定してください。なお、当社が認めた場合は、購入数制限を 2 以上に設定して販売できる場合があります。

ウ コンタクトレンズ

※ 許可証番号および医療機器承認番号を記載してください。なお、コンタクトレンズは、日本国内の承認がある商品のみ販売可能です。

※ 海外からの発送はお断りしております。

エ ブランド品

※当社が別途定める基準を満たす場合は除きます。

オ ふぐ

カ 中古品全般（アンティークを含む）

キ 毒物または劇物

毒物及び劇物取締法により毒物または劇物に指定されている物質を含む商品を販売する場合は、以下の事項を順守してください。

- ・ 会社概要ページに毒物劇物販売業の登録票の「登録番号」を記載すること
- ・ 商品説明に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の文字を記載すること
- ・ その他、毒物及び劇物取締法で定められている事項（※）を順守すること

（※）例えば、登録を受けた営業者以外の方に毒物及び劇物を販売する場合には、必要事項を記載し、譲受人が押印した書面の提出を受ける必要があります。また、18歳未満の者等に販売することはできません。その他詳細は以下のウェブサイトをご確認ください。

[毒物劇物の安全対策（厚生労働省 医薬・生活衛生局化学物質安全対策室）](#)（外部サイト）

ク その他、当社が審査を必要と判断した商品

(5) ブランド品の取り扱いについて

当社は、お客様により快適にサービスを利用していただくべく、Yahoo!ショッピングにおける偽造品の流通防止に取り組んでおります。その一環として、ブランド品の取り扱いを希望される出店者様につきましては、本契約時に当社指定の審査または当社が別途定める基準を満たすかどうかの確認を受けていただいております。また、本契約後に新規にブランド品の取り扱いを開始される際にも同様の審査または当社が別途定める基準を満たすかどうかの確認を受けていただいております。ただし、法人の出店者様のみ審査または当社が別途定める基準を満たすかどうかの確認を受け付けております。なお、審査を受けずにブランド品の取り扱いを開始された場合には、利用約款の規定に従い、本契約を解除するこ

とがあります。

また、当社がおこなう上記審査の通過は、取り扱いの商品の真贋（しんがん）や適法性等について当社が保証するものではありません。従って、「出店者ページ」上の表記等において「ヤフーブランド審査合格の安心のお店です」「〇月〇日ヤフー審査通過」などといった、お客様に誤認を生じさせたり、過剰な安心感を与えるような記載をすることは固くお断りします。

審査基準につきましては、世情・情勢に応じて変わるものですので、その旨をご理解いただきますようお願いいたします。なお、審査基準は公開しておらず、審査内容についてのお問い合わせは承りかねます。ご了承ください。

(6) 福袋等お客様が内容を確認できない商品の取り扱いについて

お客様が商品の内容および価値を適切に判断できる情報（品物の点数、品物の種類、品物の価値の合計額、同様の商品を複数販売する場合に一部の商品にしか含まれない品物がある場合はその内容および数、品物の価値の合計額に相当程度の差異が生じる場合にはその差異や最低限保証する品物など）を商品説明に記載してください。

また、品物の価値の合計額が、商品の販売価格を下回ることは禁止します。

(7) 中古品の取り扱いについて

ア 「中古品」とは、古物営業法上の「古物」および「中古の酒類」を総称したものをいいます。

イ 「中古の酒類」の定義は、古物営業法上の古物の定義に準じます。ただし、開栓済みの酒類は、販売禁止とします。

ウ 古物営業法上の古物を取り扱う場合は、必ず出店者様の古物商の許可証の番号、許可をした公安委員会の名称を企業情報に掲載してください。

エ 商品登録の際、商品状態で「中古」を選択してください。

オ 中古品としての商品の状態を、個々の画像を掲載するなどして、正確に説明してください。

カ 商品の状態が新品同様の場合またはすべて同程度の状態の場合を除き、個々の商品ごとに商品登録をするものとし、同一の商品種類であっても複数個の在庫設定をすることは禁止します。

(8) リコール製品および安全ではない製品への対応について

ア リコール等、商品の不具合情報が公表されたときは、ただちに当該商品の取り扱いを中止し、改善対策が完了するまでは取り扱わないでください。また、すでにお客様にお引き渡し後であった場合は、お客様へ不具合情報および対応方法を案内する等、お客様の安全確保に努めてください。

イ 当社は、商品が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、当該商品について削除・非公開措置等を実施することがあります。

- ・ 規制当局等（当社が署名した日本国製品安全誓約（以下「本誓約」といいます）に定めるもので、経済産業省、消費者庁等を含みます）のウェブサイトにおいてリコール製品もしくは安全ではない製品として掲載されたとき
- ・ お客様から安全ではない製品に関する具体的な情報提供があり、かつ、製品の使用その他の事情によって人の生命、身体に対する危害または危険が生じる蓋然性が高いと認められるとき
- ・ 規制当局から本誓約に基づく手続きに従って出品削除要請があったとき

※本誓約の詳細については、以下のウェブサイトをご確認ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/product\\_safety\\_pledge/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/product_safety_pledge/)（外部サイト）

#### 4 Yahoo! JAPAN ID について

- (1) 本サービス利用にあたっては、有効な Yahoo! JAPAN ID が必要です。
- (2) 本サービスをご利用になる時点で満 20 歳に達しない者の Yahoo! JAPAN ID は、使用いただけません。本サービスの利用のために使用する Yahoo! JAPAN ID については、生年月日をはじめ、必ず正しい情報を登録してください。
- (3) 本契約のために用いている Yahoo! JAPAN ID を、ヤフオク!での落札など、当社が提供するその他のサービスで使用いただけない場合があります。

#### 5 ストアアカウントについて

- (1) ストアアカウントとは、「出店者ページ」の URL の一部となるものであり、発行後の変更は承れません。
- (2) ストアアカウントとして使用いただけるのはストア名をローマ字表記したものなど、意味のある文字列のみとします。abc といった意味のない文字列は使用いただけません。
- (3) 半角で 3 文字（3 バイト）以上 20 文字（20 バイト）以内、半角の小文字英数字とハイフンのみ利用可能です。アンダーバー、コンマ、ピリオドなどは使用いただけません。「yahoo」の文字列は使用いただけません。
- (4) 公序良俗に反するものなどお客様が不快に思うであろう文字列は使用いただけません。
- (5) すでに利用されているストアアカウントと同一もしくは類似したものは使用いただけません。
- (6) 病名は使用いただけません。
- (7) 当社が不適切と判断した場合には、ストアアカウントの発行前に内容を変更して

いただきます。

## 6 ストア名について

- (1) ストア名は、Yahoo!ショッピングにおける店舗名です。
  - (2) 全角/半角に因らず 24 文字以内の文字数とします。
  - (3) 使用可能な文字は以下のとおりです。
    - 【全角】 ひらがな、カタカナ、漢字、「・ (ナカグロ)」、「' (引用符)」、「` (濁点)」、「° (半濁点)」、「々 (踊り字)」、「- (ハイフン)」、「○ (まる)」、「～ (波) 」
    - 【半角】 英数字、「& (アンド)」、「. (ドット)」、「- (ハイフン)」、「! (感嘆符)」、「 (スペース)」、「' (引用符)」、「( (始め括弧)」、「) (終わり括弧)」、「@ (アットマーク) 」
- ※ ストア名の先頭には記号を使用いただけません。
- ※ ストア名の末尾には「& (アンド)」、「- (ハイフン) 」 (半角)、「 (スペース) 」 (半角) を使用いただけません。
- ※ 記号は連続で使用いただけません。ただし、「- (ハイフン) 」 (全角) の後のみ連続で使用いただくことは可能です。
- (4) 装飾語や不要な文言は原則使用いただけません。
  - (5) すでに利用されているストア名と同一もしくは類似したストア名の使用はご遠慮ください。
  - (6) 第三者の権利を侵害するものは使用いただけません。
  - (7) 他の法人や団体の名称の一部または全部は使用いただけません。
  - (8) 「ヤフー」「Yahoo!」の名称は使用いただけません。ただし、自社サイト等と区別するために記載する必要がある場合は、以下の基準に従って使用することができます。

ア 大文字/小文字、全角/半角を正確に表記いただく必要があり、「yahoo」「YAHOO」等は使用いただけません。

イ ストア名に複数回は使用いただけません。

ウ ストア名の先頭には使用いただけません。

エ 以下の A と B から 1 つずつ選択し、A、B の順で連続して繋げた場合のみ使用いただくことが可能です。

A) 「ヤフー」、「ヤフー・ジャパン」、「Yahoo!」、「Yahoo! JAPAN」

B) 「店」、「shop」、「ショップ」、「shopping 店」、「ショッピング店」

※ 「Yahoo! JAPAN」の文字列については、「! (感嘆符)」と「 (半角スペース)」の連続を認めます。

※ 「shop」「shopping 店」の英字については、大文字/小文字を区別しませ

ん。

オ 使用可例と使用不可例は以下のとおりです。

- 使用可例) 「○○○ ヤフー店」 「○○○ Yahoo! JAPAN 店」  
「○○○ Yahoo!ShoP」 「○○○ ヤフーショップ○○○」  
使用不可例) 「Yahoo!ショップ○○○」 「○○○ ヤフー○○○ 店」  
「○○○ Yahoo 店」 「○○○ヤフーYahoo!店」

- (9) 公序良俗に反するものなどお客様が不快に思うであろうものは使用いただけません。
- (10) 不当表示の印象をお客様に与えるものは使用いただけません。  
ア 客観的な判断に基づかず、その出店者様自身やその出店者様の取り扱う商品等がほかに比べ優良、有利であるとお客様に誤認を与えるおそれのあるもの  
例) 「元祖」「日本一」「こだわり」「人気」「話題」「激安」などの使用  
イ お客様に商品、サービス内容の誤認を与えるおそれのあるもの
- (11) 明らかな露出目的と判断した場合には変更していただきます。
- (12) 検索システムで表示されない可能性のある文字または文言は使用いただけない場合があります。
- (13) 当社が不適切と判断した場合には変更していただきます。

#### 第 4 本契約の締結および解約

##### 1 本契約の締結について

- (1) 出店者様からの本契約の申し込みに対する当社の承諾は、本サービスへのアクセス権限情報の発行の通知によりおこないます。
- (2) アプリ版をはじめ、Yahoo!ショッピングのサービスを提供するすべての媒体へのご参加が必要です。
- (3) 出店者様は、対象月（毎月 1 日から末日）の売上額を、その月末日までに当社の提供するツールより当社に報告する必要があります。ご報告いただいた後に商品等のキャンセル等が生じた場合は、売上額対象締め日から 30 日以内に当社の提供するツールより申請いただいた場合に限り修正が可能です。修正が認められた金額は、その翌月締め分の確定金額より相殺します。なお、本契約終了月の売上額は、その月末日までに確定していただく必要があります。その期日を超えて売上額の修正をすることはできません。

##### 2 本契約の解約について

- (1) 中途解約を希望される場合は、解約を希望する月の前月の当社の最終営業日まで当社あてに必ず当社所定の方法でご通知ください。

- (2) 本契約の終了または本サービスの提供の中止もしくは停止にあたり、当社は、当社所定の文章を出店者ページに記載します。問い合わせ管理ツールを通してお客様よりお問い合わせをいただいた際には、必ず対応してください。
- (3) ストアエディタについては、本契約の終了と同時にご利用不可となります。
- (4) ストアクリエイターProについては、本契約の終了と同時に各種設定の編集はご利用不可となります。ただし、「注文管理」の情報は閉店後翌月末日まで確認が可能です。

## 第 5 お客様対応

- 1 お客様から、以下の料金以外の料金（システム利用料、ロイヤルティ、梱包料、手数料、その他名目を問いません）を徴収することを禁止します。
  - (1) 商品代金
  - (2) 消費税
  - (3) 送料
  - (4) 運送業者が指定する運送用梱包資材の代金
  - (5) コンビニ決済、銀行振込決済（ペイジー）手数料
  - (6) 返品・交換する際の送料および返金・キャンセルにかかる手数料
  - (7) 二輪を含む自動車車体のみ、取得にかかる諸費用および税などの法定費用
  - (8) 法令に則ったリサイクル料金や収集運搬料金
  - (9) ギフト包装代
  - (10) 取付工事費、取外し工事費
  - (11) 長期保証料金
- 2 商品代金以外の第 1 項各号の料金は、「お買い物ガイドページ」または商品説明等に明記してください。
- 3 送料は、以下の範囲内の金額としてください。
  - (1) 運送業者に委託する場合、運賃および代金引換手数料、速達、書留、冷凍、冷蔵等の運送業者に支払うオプションサービスの手数料の実費および運送業者が指定する運送用梱包資材の代金。代金引換手数料や、運送業者に支払うオプションサービスの手数料を送料に含む場合は、その旨と含まれる料金の名目および内訳の金額を「お買い物ガイドページ」または商品説明等に明記してください。
  - (2) 出店者様が自らお客様の元へ配送する場合および物流代行業者等に業務委託する場合、運送業者に委託した場合の運賃相当額を上回らない金額
- 4 送料について当社が要求する場合、出店者様は配送伝票や領収書、または運送業者や物流代行業者等との契約書の写し等、送料の表示が本ガイドラインに基づいて適切であることを客観的に説明できる資料を遅滞なく提出しなければなりません。遅滞なく提

出がされない場合や資料が客観性・合理性を欠く場合、あるいは表示した送料が実費額を上回り当社が悪質と判断した場合、当社は、利用約款の規定に従い、一時休店措置または本契約を解除することがあります。

5 返品・交換（修補および不足分の追完等を含みます。以下に同じです。）・キャンセルに関する特約については、以下で定める事項を順守してください。

- (1) 出店者様による債務不履行（契約不適合責任を負う場合等を含みます）と考えられる場面（以下が対象事例となりますが以下に限られません）に関して、お客様からの返品、交換もしくはキャンセルを一切受け付けないまたはこれらの受付期間が極端に短い等、消費者契約法その他の法令に反して、お客様にとって一方的に不利な内容の特約を定めてはなりません。また、この場合、返品、交換またはキャンセルにかかる送料または手数料をお客様に請求してはなりません。

<対象事例>

①お客様との契約の趣旨に反し、以下の商品を送付すること

- ・ 欠陥品（例：正常に動作しない、部品の不足、傷・汚れ・不具合）
- ・ 契約内容と異なる商品（例：注文したものと異なる商品が届いた、商品画像とまったく異なる商品が届いた）
- ・ ニセモノ（例：ブランド品を購入したが、模倣品が届いた）
- ・ 数量不足（例：複数個注文したが、1個しか届かなかった）

②商品を送付しないこと

- (2) 前号に該当しない特約であっても、返品・交換する際の送料や返品に伴う返金・キャンセルにかかる手数料などについては、消費者契約法その他の法令に従い、社会通念から相当と考えられる範囲内の金額としてください。なお、お客様都合による返金・交換・キャンセルの場合の特約も同様です。
- (3) 特約は、特定商取引に関する法律その他の法令に従い、「お買い物ガイドページ」その他商品説明等に適切に明記してください。

6 返品・交換・キャンセルの特約については、「お買い物ガイドページ」または商品説明等に明記してください。また、返品・交換する際の送料や返金・キャンセルにかかる手数料などについては、社会通念から相当と考えられる範囲内の金額としてください。

7 商品のお届けの際は、納品書を同梱してください。

8 商品に同梱する印刷物には、Yahoo!ショッピングで用いている「出店者ページ」の URL を記載してください。

9 商品送り状の差出人欄には、Yahoo!ショッピングで用いているストア名または特定商取引に関する法律に基づき表示している商号を記載してください。

10 出品時に在庫がなく、入荷の予定がない場合、商品登録を「削除」または「非公開」に設定してください。

お客様の注文後に在庫切れが判明するなど、クレームとならないようご注意ください。お客様からお問い合わせをいただいた場合に電話やメール等で 1 営業日以内に対応できる体制を整えてください。

- 11 お客様へのメール送信については、以下にご注意ください。
  - (1) 注文承諾・出荷連絡メールなど、お客様へ送信するメール内には Yahoo!ショッピングの「出店者ページ」の URL を必ず表示してください。
  - (2) 購買の前後にかかわらず、お客様へ情報提供・販売促進を目的としたメール配信をおこなう場合は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に従って事前にお客様からメール送信の承諾を得てください。また、お客様から配信停止の申し出があった場合は、メールの配信を停止してください。なお、メールの配信には、Yahoo!ショッピングの提供するストアニュースレター機能の使用を推奨します。
  - (3) ストアニュースレター機能を使用してメール配信する場合、メール内には Yahoo!ショッピングの「出店者ページ」以外の URL は記載しないでください。また、ストアニュースレター機能を使用せずにメールを配信する場合、Yahoo!ショッピングの「出店者ページ」以外の URL を記載するときは、お客様に対して、外部サイトへリンクする URL であることを分かりやすく表示してください。
- 12 商品等を購入されたお客様に対して、購入された商品等以外に、自社または他社の販売促進物を送付する場合には、個人情報の保護に関する法律および管轄官庁のガイドラインに従い、あらかじめお客様に利用目的を明示してください。
- 13 当社では、常時評価機能などから出店者様の運用状況をモニターします。一定期間内に、平均 2 点以下の評価が複数確認されるなど、当社により運用に問題があると判断された出店者様に対しては、利用約款の規定に従い、本サービスの全部または一部の提供を中止または停止、もしくは本契約を解除することがあります。お客様との事故、クレームを極力起こすことのないように、商品の配送遅れ、誤納品、請求ミスには十分注意してください。

## 第 6 「出店者ページ」の制作

### 1 商品登録について

- (1) 商品名・画像・商品説明が同じ商品等を重複登録することは禁止します。また、一部説明等が異なった場合でも、第三者から同一の商品であると認識される場合も同じです。
- (2) お客様が商品等を探しやすく、また、商品等の特徴や状態などの情報を提供するために、ストアエディタで、適切なプロダクトカテゴリおよび商品画像を必ず登録してください。プロダクトカテゴリまたは商品画像について当社が不適切と判断した場合には、当社にて適切なプロダクトカテゴリへの修正や商品削除を

おこなうことがあります。なお、プロダクトカテゴリおよび商品画像が未登録の商品等は、お客様が商品等を探す際に閲覧するページ上（検索結果のページなど）に原則表示されません。

- (3) 商品画像を登録するにあたり、商品画像登録ガイドラインを順守してください。また、商品動画を登録するにあたり、商品紹介動画制作レギュレーションを順守してください。
- (4) お客様に適正な情報を提供するために、ストアエディタでは一つの商品等に対して一つの「商品コード」を設定してください。同じ商品コードを、ほかの商品等に流用することは禁止します。
- (5) 商品等の販売価格の表示については、定価販売であるのに、ビジュアル訴求目的で赤字価格表記をするなどの誇張表現、優良誤認となるような表現はしないでください。また、景表法における過去の販売価格は、Yahoo!ショッピングで実際に販売された実績をもって設定できるものとし、実際の店舗や他モールのストア、自社ホームページなどでの販売実績は過去の販売価格として設定することはできません。
- (6) 過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示をおこなう場合の比較対照価格は、過去に同一の商品等について Yahoo!ショッピングの当該ストアにおいて販売され、以下のアまたはイを満たした価格としてください。ただし、以下のアまたはイを満たすものであっても、過去実際に販売していた期間の最終日から 2 週間以上経過している場合や、過去の販売期間が 2 週間未満の場合は、比較対照価格として表示することは出来ません。
  - ア 今回の販売開始時点までの過去 8 週間のうち、販売期間の通算で 4 週間超の販売実績があること
  - イ 今回の販売開始時点までの販売期間が 8 週間未満の場合、販売期間の通算で過半かつ 2 週間以上の販売実績があること
- (7) 希望小売価格を比較対照価格とする二重価格表示をおこなう場合の比較対照価格は、あらかじめ新聞広告、カタログ、パンフレット、商品本体への印字等により公表され一般消費者に広く呈示されている価格としてください。当該価格が希望小売価格であることを示す根拠資料を必ず登録してください。希望小売価格であることを示す根拠資料が登録されていない場合やあらかじめ公表され一般消費者に広く提示されているといえない価格は比較対照価格として表示することは出来ません。新品と中古品、純正品と互換品など同一の商品の比較とはいえない価格は比較対照価格として表示することは出来ません。なお、希望小売価格であることを示す根拠資料の登録における著作権者の許諾等は、出店者様自身の責任において確認をおこなってください。
- (8) 早期割引や早期注文特典など、その名称の如何にかかわらず、特定のタイミング

またはイベントに向けて早期に注文を行うことで、お客様が何らかの特典を享受することができる販売方法（以下「早期割引等」といいます）において、将来の販売価格を比較対照価格として表示する場合は、以下の条件をすべて満たしてください。

- ア 早期割引等の注文の受付期間（以下「早期割引等期間」といいます）は、特定のタイミングまたはイベントの 2 週間前までとし、以降は早期割引等を実施しないこと
  - イ 早期割引等の特典が販売価格の割引である場合は、アの早期割引等期間の終了後の販売価格を明記すること
  - ウ 早期割引等期間の終了後、イの販売価格で販売する在庫を確保し、実際に販売すること
  - エ その他、別途、当社が提示する早期割引等についてのマニュアル（以下「早期割引等マニュアル」といいます）に記載された表示条件、順守事項、注意事項その他の内容を全て順守すること
  - オ 当社がエの早期割引等マニュアルの内容を変更した場合は、速やかに当該変更に従い、早期割引等の内容を変更すること
  - カ アの規定にかかわらず、お中元、お歳暮、おせち料理その他の当社が早期割引等マニュアルにおいて指定する大型季節イベントにおいては、当社が早期割引等マニュアルにおいて、別途、指定する各イベントの早期割引等期間を順守すること
- (9) ブランド並行輸入品について、ブランド直営店等での販売価格を比較対照価格として表示する場合は、以下の条件をすべて満たすものとします。但し、以下の条件をすべて満たすものであっても、アウトレット品は正規品の販売価格を比較対照価格として表示することは出来ません。
- ア 当社指定の審査対象ブランドであり、ブランド審査を通過していることまたは当社が別途定める基準を満たすこと
  - イ 当社所定のマニュアルに記載の指定事項を正確に表示していること
  - ウ イの指定事項に該当する情報に変更が発生した場合は、速やかに表示内容を変更すること
  - エ 比較対照価格の確認日が 3 ヶ月以内であること
- (10) 商品名には装飾語や商品名以外の文字（送料無料など）を表記しないでください。
- (11) 商品等とは関係のない商品名や商品カテゴリ名を含めたものは使用いただけません。
- (12) 商品（医薬品を除きます）について、医薬的な効能・効果を明示または暗示させるものは使用いただけません。

- (13) お客様の選択により料金の変動したり追加料金が発生したりする場合は、お客様に支払い金額の合計が分かるよう、必ず「有料オプション」を設定してください。  
例：商品の個数、サイズ、色、素材等によって値段が変わる場合や、配送先や配送方法によって値段が変わる場合、ギフト包装代、取付工事費、取外し工事費、長期保証料金などの追加料金を設定する場合など
- (14) 特定商取引に関する法律に基づき、申込期間に関する定めがある場合（期間限定販売など、一定期間を経過するとお客様が商品自体を購入できなくなるもの）については、本項第9号の定めにかかわらず、商品名の先頭に「申込期間」を記載してください（例：【申込期間は●月●日まで】）。
- (15) 発送日情報について、ストアクリエイターPro 内のマニュアルおよび様式に従い、商品ごとに適切に入稿してください。

## 2 ページ制作について

- (1) 使用可能 HTML タグ一覧にないタグは使用できません。
- (2) JavaScript、Flash は使用できません。
- (3) スタイルシートについては、使用可能 HTML タグ一覧に含まれるタグで記載してください（<STYLE>タグは使用できません）。
- (4) 商品データ、商品画像・商品動画作成時の字数制限・使用可能文字・容量制限・指定ファイル・形式指定などは、各種マニュアル・ガイドライン・レギュレーションに記載の制限をお守りください。特に、商品名の入力箇所には、商品名のみを入力し、商品名以外の記載はしないでください。なお、商品名や商品説明等に実際に商品に含まれていない原材料や販売される商品等に含まれない商品名・ブランド名も記載しないでください。
- (5) 日本通信販売協会の定める「通信販売業における電子商取引のガイドライン」に沿った店舗情報の表示をおこなってください。  
参照 <https://www.jadma.or.jp/abouts/glecommerce/>（外部サイト）
- (6) お客様からのお問い合わせ先は Yahoo!ショッピングに共通で設定されている「問い合わせ管理ツール」を使用してください。
- (7) 商品紹介に動画を用いるにあたり、商品の紹介以外の目的で動画を用いることは禁止します。
- (8) 画像や動画は、実際に販売されている商品内容・販売個数・販売価格等に沿ったものを使用してください。また、画像や動画によりお客様に誤認が生じないように、適宜出店者ページに注記をおこなってください。
- (9) Yahoo!ショッピング外に掲載されている画像や動画を出店者ページ内で表示することは禁止します。
- (10) 使用する画像や動画に Yahoo!ショッピング外の URL を表示することは禁止し

ます。

- (11) 出店者ページに以下の情報もしくはコンテンツを掲載し、または、以下の情報もしくはコンテンツへのリンク（これらの情報もしくはコンテンツが掲載されたサイトへのリンクを含みます）を設定することは禁止します。また、以下に該当する画像や動画の登録、掲載等も禁止します。

ア 著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権その他の第三者の権利を侵害しまたは侵害するおそれのあるもの

イ 差別的な表現や不快語を含むもの

ウ ヌード、ポルノなどのわいせつまたはわい雑な内容その他の社会通念上不健全な内容を含むもの

エ 著しく性的感情を刺激する行動描写を含むもの

オ 粗暴または残酷な行為の描写を含むもの

カ 反倫理的または反社会的な行為の描写を含むもの

キ 品位を欠く内容または他人に不快感を与える内容を含むもの

ク 青少年の保護育成上好ましくない内容を含むもの

ケ その他法令等や公序良俗に反し、または反するおそれのある内容を含むもの

コ 当社の信用または当社の提供するサービスに対する信用を毀損するおそれのあるもの

サ 当社が出店者や出店者ページの内容について保証し、推奨しているかのような誤解を与えるもの

シ 第 2 運営理念の 2 に定める趣旨に反するもの

ス その他当社が不相当と認めたもの

### 3 表記について

- (1) 外部サイト URL のリンクを表示する場合は、お客様が外部サイトへのリンクであることが分かるようにしてください。また、Yahoo!ショッピングのほかの出店者様の「ストア」とのリンク設定をするときは、必ず双方同意のもとおこなってください。ただし、SEO 対策のための外部リンク購入やその他のスパム行為を禁止します。
- (2) 商品ページ内において、文字サイズを極小に設定することや背景色と文字色に類似色を使用するなど、著しく視認性に劣る文字サイズや文字色の使用は禁止します。また、商品名やキーワードを多数羅列するなど検索目的のための記載は禁止します。
- (3) 権利者から使用許諾を得ずに、販売商品とは関係のない商標を商品名や商品説明等に表記しないでください（パーツ等、適合する製品を説明するために表記する場合を除きます）。
- (4) 20 歳未満が購入できない酒類などの販売の際は、該当商品ページと「お買い物ガ

イドページ」およびカート内において「20 歳未満に対しては販売しない」旨を必ず記載してください。

- (5) お客様からいただいた店舗、販売商品についてのご意見、ご感想を「出店者ページ」内に掲載する場合は、掲載目的、掲載方法等について必ずお客様の事前了承を得たうえで、出店者様の責任においておこなってください。「ストアレビュー」の内容は、ストアクリエイターPro 上における閲覧目的でのみ利用し、その他で転載等しないでください。
- (6) ストアトップページから、以下の 5 か所へのリンクを必ずおこなってください。
  - ・ カート（推奨表現「カートを見る」）
  - ・ 会社概要（info.html）（推奨表現「会社概要」）
  - ・ お買い物ガイド（推奨表現「お買い物ガイド」）
  - ・ プライバシーポリシー（推奨表現「プライバシーポリシー」）
  - ・ 問い合わせ管理ツール（推奨表現「お問い合わせ」）
- (7) 会社概要ページとお買い物ガイドページは、特定商取引に関する法律に基づく事項を必ず不備なく記載してください。なお、お買い物ガイドページは、注文一覧（カート）以降のページから自動的にリンクを設定します。
- (8) 会社概要ページに記載するお問い合わせ情報（郵便番号、住所、電話番号）を更新する際は、当社への申請が必要です。申請の際は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）や公共料金の領収書などの所在を確認できる書類を当社所定の方法でご提出いただきます。
- (9) 販売にかかわる免許や許認可がある場合は、その内容を記載してください。
- (10) 東証一部上場・日本最大などの表現は法令等に従い適切におこなってください。誇張や虚偽のないようお願いいたします。

#### 4 推奨環境について

- (1) 推奨 OS : Microsoft Windows (Microsoft がサポート中の OS のみ)
- (2) 推奨ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox (いずれのブラウザも最新版のみ対象です)

### 第 7 その他、ご利用にあたっての注意事項

- 1 出店者様の商品等、「出店者ページ」、Yahoo!ショッピング等を広告・宣伝する目的で、「出店者ページ」または出店者様の各ウェブページ、販促物において、「Yahoo!ショッピング」の各ロゴをお使いいただけます。ご利用の際は、当社が別途定めるブランドガイドラインをご確認ください。
- 2 当社とのメールでの連絡、カスタマーサポート、その他 Yahoo!ショッピングでの業務において利用するメールアドレスは、当社やお客様からのメールの受信に支障がなく、連絡を取ることが可能であり、出店者様が常時確認しているメールアドレスとしてく

ださい。

- 3 所在地や連絡先を変更した際には、遅滞なく当社に変更後の所在地や連絡先をご連絡ください。なお、所在地や連絡先の変更に伴い、連絡をとれない状況（当社からの連絡に返信いただけない場合を含みます）が出店者様の 3 営業日を超えて続いた場合には、利用約款の規定に従い、強制的に本契約を解除させていただくことがあります。
- 4 なりすまし注文やカード詐欺などによる悪質な注文が発生した場合、速やかに当社へご連絡ください。また再発防止のため所轄の警察に通報・ご相談をお願いします。
- 5 予約、オーダーメイドなど、お客様の注文後に、商品を仕入れたり制作したりする場合には、以下のいずれかを満たすものとします。
  - (1) 商品の引き渡し時あるいは商品引き渡し後の支払いとすること
  - (2) 支払い方法を複数設定し、いずれか一つは上記 (1) の方法とすること
- 6 注文が急激に増加した場合の対応について
  - (1) 当社は、過去に発生した出店者様による在庫、販売価格設定によるお客様トラブルなどの事象から判断し、1 商品につき 1 時間あたり 500 件以上かつ前日比 10,000%以上の注文が検知された場合は、出店者様に対して商品の在庫や販売価格の設定状況に関する確認のメール（以下「確認メール」といいます）を送信することができます。なお、出店者様が確認メールに返答する前に、当該注文増加が確認された商品（以下「注文増加商品」といいます）について 1 商品につき 1 時間あたり 1,000 件以上かつ前日比 10,000%以上の注文が検知された場合、当社は、再度確認メールを送信することができます。
  - (2) 以下の条件をすべて満たす場合は、商品の在庫や販売価格の誤設定等のおそれがあるため、当社は、利用約款の規定に従い、注文増加商品の非公開措置または一時休店措置をすることができます。
    - ・出店者様が上記 (1) の確認メールに記載された返答期限までに当社に対して返答しない場合
    - ・上記 (1) で検知した時間帯とは別の時間帯に、1 商品につき 1 時間あたり 1,000 件以上かつ前日比 10,000%以上の注文が検知された場合
  - (3) 上記 (1) および (2) の定めに関わらず、1 商品につき 1 時間あたり 10,000 件以上かつ前日比 10,000%以上の注文を検知した場合は、お客様トラブル防止への早期対応という観点から、当社は、利用約款の規定に従い、出店者様に対して確認メールを送信すると同時に注文増加商品の非公開措置または一時休店措置をすることができます。
  - (4) 当社は、上記 (2) および (3) に該当する場合、原則として、注文増加商品の非公開措置を行います。注文増加商品の商品数に応じて、お客様への影響の大きさを考慮し、例外的に一時休店措置を行う場合があります。
  - (5) 当社は、上記 (2) および (3) に該当する場合であっても、出店者様において販売可

能な在庫を確保できている、売上拡大を目指した戦略的な販売価格設定であるなど、出店者様における正常な販売であると当社において判断した場合は、注文増加商品の非公開措置または一時休店措置の対象外とする場合があります。

## 第8 店頭在庫注文管理機能

利用約款第4条第1項第1号(オ)の機能に関連する機能として、出店者様が、出店者ページに掲載した商品等の実店舗における在庫(以下「店頭在庫」といいます)に関する注文を管理できる機能(以下「店頭在庫注文管理機能」といいます)を利用する場合、以下の各号に定める事項を遵守するものとします。

- (1) 出店者ページにおいて、店頭在庫注文を受け付けている各実店舗における、お客様の商品受取可能日時を明示すること
- (2) お客様から店頭受取の指定があった場合、商品受取可能日時から相当期間(商品の性質に応じた合理的な期間)置いた日または日時で商品受取期限を設定し、当社所定の方法でお客様に明示すること
- (3) お客様から店頭受取の指定があった場合、注文時点でお客様に明示していた商品受取可能日時から商品受取期限までの間、お客様が受取を希望した実店舗(以下「受取希望実店舗」といいます)の店頭の商品を保管すること
- (4) お客様が商品の店頭受取のために受取希望実店舗に来店した際は、受取希望実店舗にて、お客様に注文番号、注文確認メール、本人確認書類などの提示を求め、本人確認を行ったうえで、お客様に商品を引き渡すこと
- (5) 注文後のお客様への対応(お客様が店頭受取を指定したにもかかわらず来店しなかった場合の対応を含みます)を出店者様の責任で誠実に行うこと

## 第9 評価アイコン

利用約款第4条第5項に定める評価アイコンのうち、優良な配送を示すものに関する評価基準は、以下の各号に定める要件のいずれかを満たすものとします。

- (1) 以下のア、イおよびウの要件のいずれも満たすもの
  - ア 出店者様に関し、当社が定めるストアパフォーマンスにおける出荷遅延率が当社所定の期間において5%未満であること
  - イ 出店者様に関し、当社が定めるストアパフォーマンスにおけるストア都合キャンセル率が当社所定の期間において2.5%未満であること
  - ウ 商品等の配送に関し、商品等到達日が注文日より2日以内(ただし、注文日を含めない)となるよう、当社が指定する方法で設定されていること
- (2) 商品等に関し、当社が別途指定する配送サービスを利用していること

## 第2章 特別ルール

## 第 1 健康食品等に関するルール

健康食品、健康器具、化粧品、医薬品、医療機器ほか、人または動物の身体構造、機能に影響を及ぼすことが目的とされているもの（以下「健康食品等」といいます）の商品について、承認を受けていない効能効果をうたうことは、医薬品医療機器等法等に違反するのみならず、取引の信頼性を損ない、利用するお客様の健康被害を誘引するおそれがあります。

従って、当社では、これらの商品を取り扱うにあたり、販売基準と記載方法について、規定を設けています。商品を取り扱う際には、医薬品医療機器等法における表記および以下の規定を順守してください。なお、医薬品医療機器等法の表記については、事業所の所属する都道府県の健康局、薬務局等の担当部署が管轄していますので、ご不明な点は所轄の監督官庁にご相談ください。

### 1 健康食品等全般について

- (1) 健康食品等を販売する際には、広告表記、販売方法を含め医薬品医療機器等法等を順守し、医薬品医療機器等法等に定められている必要な販売資格（者）等を保持するものとします。
- (2) 健康食品等の販売方法、広告等に関して業界団体の定めた自主基準・規制がある場合については、当該基準・規制を順守するものとします。
- (3) 健康食品等につき、法令違反が判明あるいは法令の規制の対象となった場合についてもただちにそれらに従った対応をおこなうものとします。
- (4) 出店、出品の前後を問わず、健康食品等について、当社から医薬品医療機器等法等に照らして問題がある、あるいはそのおそれがあるとの通知を受けた場合、ただちに是正してください。
- (5) 当社が厚生労働省、都道府県薬務局などから協力を求められた場合、出店者様のおこなっている表示内容等について開示、提供する必要があることをあらかじめ承諾するものとします。

### 2 健康食品・健康器具について

- (1) 医薬品的な効能効果を表記することはできません。
- (2) 服用時期、服用間隔、服用量、飲み方を指定することはできません。

### 3 医薬品・医薬部外品・医療機器について

- (1) 承認を受けた効能効果以外は表記することはできません。また、安全性や効能効果を保証する文言、最大級またはこれに類する表現はできません。
- (2) 医薬品、医薬部外品、医療機器であることを記載してください。
- (3) 医療機器の場合、医療機器承認番号を記載してください。
- (4) 取り扱い可能な商品は、日本での承認がある場合に限りです。
- (5) 医師や専門家が使用するものや大型の機具・機械、また人体に対して危険を与え

る可能性のあるものは取り扱いを禁止します。

(6) 医薬品の場合、「医薬品」に属するカテゴリに出品されていること。

#### 4 化粧品・整髪料・スキンケア商品について

(1) 化粧品の効能効果は、決められた範囲を超える表現はできません。

(2) 薬用化粧品の効能効果は、承認を受けた範囲を超える表現はできません。

#### 5 その他の表記について

(1) 安全性や効能効果を保証する文言、最大級またはこれに類する表現をしてはいけません。

(2) 医療関係者および一般の認識に相当の影響を与える団体等の推薦文言を表記してはいけません。

(3) 購入に関して射幸心をあおる懸賞および商品広告をしてはいけません。

## 第 2 開運、魔よけ等の効果を標榜（ひょうぼう）する商品に関するルール

開運、魔よけ等の効果を標榜（ひょうぼう）する商品については、合理的根拠を示す資料なくして開運、魔よけ等の神秘的 content、主観的内容、抽象的内容の効果を記載することは、不当景品類及び不当表示防止法等その他関連法規（官公庁が定めるガイドライン、運用基準等を含み、以下「景品表示法等」といいます）に抵触する場合があります。従って、当社では、これらの商品の取り扱いを原則禁止しており、以下の規定を順守していただける場合に限って例外的に販売を認めております。

これらの商品に関する広告表現が景品表示法等に抵触するおそれがあると判断された場合には、利用約款の規定に従い、当該商品を削除することがあります。またその際、利用約款の規定に従い、本契約を解除することもありますのであらかじめご注意ください。

1 高額商品を販売することは禁止します。

2 開運、魔よけ等の神秘的 content、主観的内容、抽象的内容の効果を示す商品名、商品説明、グラフ、体験談を記載、掲載しないでください。

3 出店の前後を問わず、当社から上記に照らして問題があるまたはそのおそれがあるとの通知を受けた場合、ただちに是正してください。

4 当社が記載内容の適否の審査に必要があると判断する場合、記載を裏付ける合理的な資料をすみやかに提示してください。

5 当社が関連当局などから協力を求められた場合、表示内容について開示、提供する場合があることをあらかじめご了承ください。

## 第 3 生体に関するルール

ペット、生き物を販売する場合は、以下の規定を順守してください。

### 1 取り扱い基準

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」といいます）その他の関

係法令を十分理解のうえ、順守していること。

- (2) 法令の規制にあたる動物の取り扱い・販売をする場合、動物愛護法上の動物取扱業を登録済みで、かつこの規制に準拠している事業者であること。
- (3) 動物愛護法に基づく動物取扱業の申請先である都道府県知事または指定都市の長から、環境省令で定める基準を順守せずに、改善勧告または命令を受けた場合、すみやかに改善すること。1 か月以内に改善が認められなかった場合、利用約款の規定に従い、本契約を解除します。
- (4) 動物の愛護や管理に関する法律や条例が新たに制定・施行された場合、すみやかに順守すること。
- (5) 動物愛護団体の合理的な基準がある場合、その基準に準拠するよう努めること。

## 2 取り扱い、取引上の注意事項

### (1) 商品の説明責任

取り扱う商品やサービスなどの内容および販売条件について、お客様の混乱や誤解がないよう、文字および画像により詳細な説明をしてください。お客様が一方的に不利になるような特約を定めることは禁止します。

### (2) お客様への注意喚起

生体の取り扱いにあたって発生するまたは発生すると思われる費用（設備、餌、医療など）および問題（生育環境、大きさ、臭いなど）については、事前に商品ページや Q&A を使ってお客様に十分な説明をしてください。

### (3) お客様への対応

お客様からの問い合わせ、苦情、請求などに対しては、自らの責任と費用において誠意を持って対応し、解決を図ってください。

### (4) 生体に負担をかけない取引方法

配送・受け渡しは、できるかぎり生体に苦痛やストレスを与えないように努めてください。直接受け渡しや空港引き渡し、ペット輸送専門業者などの輸送・授受手段を用意することが望ましいです。

### (5) トラブル対応

購入後のアフターフォローについて責任を持って対応してください。また、お客様から苦情を受け、またはお客様との間にトラブルが生じた場合は、自らの責任と費用において誠意を持って対応し、解決を図ってください。

### (6) 補償

生体死着補償を用意してください。

## 第 4 金券に関するルール

金券（株主優待券を含みます）を取り扱う場合は、以下の規定を順守してください。

- 1 在庫が手元にある状態で販売してください。

- 2 使用条件がきわめて限定的であるような、一般流通していない金券および電子マネー、権利を移転できない交通系 IC カード等（金銭に類似した価値として認められた電子情報またはそのための情報を記録したカードなど）の取り扱いは禁止します。
- 3 Amazon ギフト券または Amazon ショッピングカードは、その発行方法に関わらず取り扱いを禁止します。また、それに類すると当社が判断した商品も同じです。
- 4 「ギフト券」、「プリペイドカード」、「切手、はがき」、「貨幣、メダル、インゴット」、「テレカ、プリペイドカード」に属するカテゴリに出品してください。
- 5 金券商品の決済方法としてクレジットカード、各種キャリア決済などの後払い方式を利用することは禁止します。ただし、当社が特に認めた場合は、当社が指定した決済手段に限り利用することが可能です。

## 第 5 二輪自動車等の販売に関するルール

下記の基準に基づき二輪自動車等の取り扱いが可能です。

### 1 取り扱い可能な二輪自動車等

- (1) 道路交通法ならびに道路運送車両法および道路運送車両法施行規則で定められている一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、軽二輪自動車および小型二輪自動車のうち、違法改造等がなく道路の走行が可能なもの
- (2) 搭乗型移動支援ロボット、フル電動自転車などの電動パーソナルモビリティのうち、法令上、道路走行が認められておらず、かつ、専ら私有地内でのみ利用されるもの（ただし、電動キックボード、電動スクーター等、特定小型原動機付自転車に該当し得るものを除きます。）

### 2 取り扱いにあたっての注意事項

- (1) 前項第 1 号に規定する商品のうち、道路の走行にあたり車両登録等が必要となるものを出品する場合は、その手続きを出店者様がおこなうのか、お客様がおこなうのか、またはいずれかの選択が可能なのかをあらかじめ明示してください。また出店者様がおこなう場合は、必要な諸費用・手数料等の全額をあらかじめ明示してください。お客様がおこなう場合は、必要な諸費用・手数料等の目安を明示するとともに、車両登録等の手続きに必要な情報の提供や書類等の交付を滞りなくおこなってください。
- (2) 一般原動機付自転車に該当するものを出品する場合には、道路の走行が可能である旨、ナンバープレートや自賠責保険等への加入等が必要である旨とあわせて、ヘルメットの着用義務などの交通ルールが適用される旨を明記してください。
- (3) 前項第 1 号に規定する特定小型原動機付自転車の販売にあたっては、以下の条件を遵守してください。

ア 販売できる商品は、性能等確認制度に基づき保安基準に適合する製品として公表された型番と同一の商品のみとします。

イ プロダクトカテゴリ「電動キックボード（特定小型原動機付自転車）」において出品することとし、これ以外のプロダクトカテゴリに出品しないでください。  
ウ 道路の走行が可能である旨とあわせて、ナンバープレートの取得が必要である旨、自賠責保険等への加入が必要である旨、16歳未満は運転できない旨、ヘルメット着用の努力義務がある旨等の特定小型原動機付自転車に適用される交通ルールを明記してください。

エ その他、関係機関等から公表された販売者向けガイドラインを遵守してください。

- (4) 前項第2号に規定する商品を出品する場合は、道路の走行ができない旨を商品説明であらかじめ明示してください。なお、専ら道路以外を走行する目的で製作されたものは、その旨を明記してください。

※ここでいう道路には、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路および道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による自動車道以外にも、一般交通の用に供する私道その他の場所を含みます。

## 第6 役務提供に関するルール

物販に付随しない役務提供の取り扱いを禁止します。ただし、以下1の「取り扱い基準」を満たす場合には、以下2以降のサービスについて、それぞれについて定めるルールに従う限り、物販に付随しない役務提供の取り扱いが可能です。なお、特定継続的役務提供については、物販に付随するか否かにかかわらず禁止します。

### 1 取り扱い基準

- (1) 見積もりの必要がなく、販売価格が固定であること。
- (2) 訪問サービスではないこと。
- (3) 補償基準を記載すること。

取り扱う商品やサービスなどの内容および販売条件について、お客様の混乱や誤解がないよう、文字および画像により詳細な説明を十分におこなってください。あわせて、お客様からの問い合わせ、苦情、請求などに対しては、自らの責任と費用において誠意を持って対応し、解決を図ってください。また、お客様が一方的に不利になるような特約を負わせることは禁止します。

- (4) 「レンタル、各種サービス」に属するカテゴリに出品されていること。

### 2 修理、取り付け

- (1) 修理、リフォーム

預かり品の修理、加工サービスであること（衣類の仕立て直し、ジュエリーの加工など）。

- (2) 取り付け

ETC、カーオーディオ、カーナビゲーションの取り付けサービスのみ取り扱いが

可能です。

商品説明には、以下の情報を記載してください。

- ・ 資格の有無を明示（例：▲級自動車整備士免許所持）
- ・ 実績等を明示（例：開業して●年、■■台以上の取り付け実績）

### 3 クリーニング、印刷

#### (1) クリーニング・洗濯

衣類、布団のみ取り扱いが可能です。

#### (2) 印刷

### 4 検査

#### (1) 遺伝子検査（一般社団法人遺伝情報取扱協会に加盟していること）

### 5 レンタル

#### (1) レンタルの出品

レンタルの出品は「レンタル、各種サービス > レンタル」に属するカテゴリ内のみとし、以下に示す物品等を出店者様自身が出品する場合に限ります。また以下に該当するものであっても、他のルールで出品や販売を禁止しているものや、法令により取り扱いに資格や免許等が必要なものを除きます。

ア ゴルフクラブ、釣り具、キャンプ用品、アウトドア用品、自転車、スキー用品、スノーボード用品

イ 衣料品、バッグ、スーツケース、宝飾等のアクセサリ

ウ ベビー用品、家具、インテリア用品

エ コスプレ用品（実在する企業、学校等の制服、ユニフォーム類、他人の権利を侵害するものは禁止します）、手品用品、パーティグッズ

オ 工具、DIY用品

カ カメラ、ビデオカメラ、テレビ、ブルーレイ・DVDレコーダー、オーディオ機器、ホームシアター、パソコン本体、パソコン周辺機器、サプライ用品、プリンター、複合機、スキャナー、裁断機、キッチン家電、季節家電、冷暖房器具、空気清浄機、掃除機、美容家電、健康家電、玩具、絵画、工芸品、楽器

キ 厨房機器、OA機器、オフィス家具

ク オフィススペース、店舗スペース、会議室、倉庫スペース、駐車場

#### (2) レンタル期間について

ア レンタル期間はあらかじめ定めて商品説明で明示してください。

イ 無期限、または実質無期限となるような期間の定め方は禁止します。

ウ お客様の責任でレンタル期間を超過した際に、お客様に延滞料や遅延損害金等の負担を求める場合は、あらかじめレンタル期間超過の場合の計算方法(期間超過の起算日等)、金額等の条件を商品説明で明示してください。

なお、延滞料や遅延損害金などについては、社会通念から相当と考えられる額を超えて徴収することを禁止します。

エ 本来のレンタル期間の金額を延滞料や遅延損害金等の名目で徴収することや、それに類する行為および商品説明は禁止します。

オ レンタル期間に応じて利用料を定める場合で、お客様が任意に期間を選択できる場合、1 期間あたりの利用料の単価を商品代金とし、レンタル期間を個数として注文することで利用料が定まる方法で出品してください。

(3) 破損、汚損、紛失等によりレンタルに供した物品や不動産等に損害が発生した場合

ア 破損、汚損、紛失等の場合に、実際の損害額を超えた金額を損害賠償として請求することは禁止します。

イ 破損、汚損、紛失等の場合に、実際の損害額が出品物の販売価格を超える可能性がある場合は、あらかじめその旨を明示してください。

ウ 破損、汚損の箇所や程度に応じた損害賠償額や紛失の場合の損害賠償額をあらかじめ定めておく場合、その内容を商品説明で明示してください。その場合も、社会通念上相当と考えられる額を超えた金額を定めることは禁止します。

エ 経年変化、自然損耗または通常の使用によって生じる劣化等、社会通念上お客様側の責任によらないレンタルに供した物品や不動産等の価値の減少について、お客様へ負担を求めることは禁止します。また、OA 機器等、使用にあたって必要な消耗品がある場合に、その消耗品に対する負担をお客様に求める場合はあらかじめ商品代金に含むようにしてください。

オ 預り金、保証金、デポジット等の名目にかかわらず、レンタルにあたってお客様からあらかじめレンタルの利用料とは別に金銭を預かることは禁止します。

## 6 制作

(1) 以下に示す役務を出店者様自身が受注のうえ実施し、その成果物を販売する場合があります。

ア イラスト・アート制作

イ 映像・音楽制作

(2) 第三者の著作権を侵害するもの、その他不適切なものの制作は禁止します。

(3) 第1章第7第5項を順守してください。

## 7 資格試験や検定試験

(1) 試験の日程や試験会場に指定がある場合は、商品説明に明記してください。

(2) 試験の日程や試験会場の変更などの特約は、商品説明または「お買い物ガイドページ」

に明記してください。

(3) 受験票がある場合は、試験が行われる日までに余裕をもって送付してください。

#### 第 7 中古カーナビゲーションに関するルール

中古のカーナビゲーションを取り扱う場合は、商品説明欄にシリアル番号（製造番号）を記載してください。

#### 第 8 中古記憶媒体等に関するルール

中古のハードディスクドライブ、フラッシュメモリーなどの記憶媒体等、ハードディスクレコーダーや、携帯型音楽端末等を取り扱う場合は、保存されている内容をすべて消去してください。

#### 第 9 スイムウエア（水着）、インナーウエア（下着）に関するルール

スイムウエア（水着）、インナーウエア（下着）を取り扱う場合は、以下の規定を順守してください。

- 1 使用済みのスイムウエア（水着）や補正用インナーウエア、ウエディング用インナーウエア、マタニティーウエアについては、商品がクリーニング済みであって、さらに「クリーニング済みである」旨を商品説明に明示する場合に限り取り扱いを認めます。
- 2 補正用インナーウエア、ウエディング用インナーウエア、マタニティーウエア以外の使用済みインナーウエア（下着）の取扱いは、一切禁止します。
- 3 取扱可能なスイムウエア（水着）やインナーウエア（下着）であっても、使用済みのものについては、人物が着用している画像を商品の写真として掲載することは禁止します。
- 4 スイムウエア（水着）やインナーウエア（下着）を販売する際に、当該商品以外に、商品を着用している画像などを「おまけ」として付加することは禁止します。

#### 第 10 携帯電話機に関するルール

ソフトバンク株式会社（以下、「ソフトバンク」といいます）および株式会社NTT ドコモ（以下、「ドコモ」といいます）の販売する携帯電話機を取り扱う場合は、以下の規定を順守してください。

- 1 携帯電話会社各社が提供するウェブサイトにおいて、販売前に携帯電話機の固有番号（製造番号）を入力のうち、不正に入手された携帯電話機ではないことを確認してください。

※ 製造番号の確認方法は各社の提供するウェブサイトをご覧ください。

- ・ ソフトバンクが販売する携帯電話機の場合  
ネットワーク利用制限携帯電話機について（外部サイト）

- ・ ドコモが販売する携帯電話機の場合  
   [ネットワーク利用制限携帯電話機確認サイト](#)（外部サイト）
- 2 販売する際には、商品説明に製造番号を記載してください。
- 3 利用制限中の端末や、端末販売時の割賦金を完済していない端末は販売を禁止します。

## 第 11 希少野生動植物種の個体等の出品に関するルール

- 1 希少野生動植物種の個体等（トラやヒョウの毛皮・はく製、アジアアロワナなど）は、他の法令等により譲渡し等ができるとされている個体等を含め、種の保存法に基づいて発行された国際希少野生動植物種登録票がなければ出品できません。希少野生動植物種の個体等を出品する場合には、当該商品自体の画像および当該商品の国際希少野生動植物種登録票の画像（記載内容が確認できる鮮明なもの）を商品説明に掲載してください。
- 2 商品説明に、お客様が購入後、種の保存法に基づき、所定の登録機関（一般財団法人 自然環境研究センター）に所有者変更の届出が必要である旨を明示してください。
- 3 種の保存法に基づいて表示が必要とされている事項を、商品画像または商品説明内に明示してください。
- 4 ワシントン条約で輸出または輸入が規制されている動植物を日本国外から出品することおよび出品国外へ発送することを禁止します（日本国外からの出品および出品国外への発送を示唆するものを含みます）。

出品するにあたって、登録などが必要かどうか分からない場合は、以下のウェブサイトをご確認のうえ、関係当局に事前にご相談ください。

[環境省 希少な野生動植物種の保全](#)（外部サイト）

[一般財団法人 自然環境研究センター（登録機関）](#)（外部サイト）

※イヌワシなどの国内の希少な動植物は販売自体が禁止されています。

## 第 12 チャイルドシートに関するルール

自動車用チャイルドシート（自動車用ジュニアシートなども含みます）を出品する場合は、国土交通省が定める安全基準に適合していることを示す「E マーク」「自マーク」「欧州の基準適合マーク」「米国の基準適合マーク」のいずれかが商品等にあることを画像（記載内容が確認できる鮮明なものとし、当該商品等と併せて明示）で明示してください。

※自動車用チャイルドシートをうたっていない商品であっても、当社が自動車用チャイ

ルドシートに類すると判断する商品も含まれます。

※マークの見本は以下のウェブサイトをご確認ください。

[国土交通省 チャイルドシート安全基準マーク](#)（外部サイト）

[国土交通省 チャイルドシートコーナー](#)（外部サイト）

### 第 13 災害などの緊急事態において、供給不足により人の身体・生命に影響がある物品に関するルール

災害などの緊急事態時に、供給不足により人の身体・生命に影響がある物品を販売する場合には、以下の規定を順守してください。

- 1 従来市場での流通価格等と比較して著しく高い価格で購入されることがないように、適切な価格で販売しなければなりません。
- 2 社会通念上相当な量を販売しなければなりません。社会通念上相当な量とは、通常個人が、備蓄目的ではなく、個人で消費するために所持する容量を指します。
- 3 政府や監督省庁より、販売方法や個数等についての指針や目安が示されている場合には、それに従うものとします。

### 第 14 誤飲や使用方法を誤るなどした場合に、子どもに深刻な健康被害を発生させるおそれのある玩具等に関するルール

以下の各号に該当する商品を販売する場合は、取り扱いに関する注意事項を商品説明に記載してください。

- 1 子どもが誤飲するなどの事故で、深刻な健康被害が発生しているとして関係省庁等から注意喚起がなされているもの（例：ネオジム磁石等を用いたマグネットボール、マグネットパズル、高吸水性樹脂を用いた水で膨らむボール等）
- 2 その他、使用方法等を誤った場合に、子どもに深刻な健康被害を発生させるおそれがあるとして、当社がお知らせなどにおいて別途指定するもの

### 第 15 肥料・農薬等に関するルール

1 肥料品質確保法に基づく保証票の添付または同法で定める事項の表示が必要な肥料を販売する場合は、当該商品の保証票または表示事項が確認できる画像（記載内容が確認できる鮮明なもの）を商品説明に掲載してください。

2 農薬を販売する場合は、以下の事項を順守してください。

- ・商品ごとに、農薬取締法で定める事項が表示されていることが確認できる画像（記載内容が確認できる鮮明なもの）を商品説明に掲載してください。
- ・農薬取締法に基づき販売者として届出をしたことを証する書類の画像（記載内容が確認できる鮮明なもの）を商品説明または会社概要に掲載してください。ただし、出店者様が農薬取締法に定める製造者または輸入者に該当する場合は除きます。

- ・出店者様自身が農薬取締法上の製造者または輸入者である場合は、その旨商品説明に記載してください。
- 3 農薬として使用できない除草剤については、その旨が商品上に表示されていることが確認できる画像（記載内容が確認できる鮮明なもの）とあわせて、農薬として使用できない旨を商品説明に掲載してください。

## 第 16 定期購入に関するルール

定期購入の実施に関し、以下の規定を順守してください。

- 1 定期購入を実施するには、必ず、当社が指定する定期購入機能を利用してください。定期購入機能を利用せずに以下の行為を行うことは、禁止します。
  - (1) 同一の商品等について複数回の配送を行う販売方法の実施
  - (2) 出店者ページにおいて、「定期」「継続」「サイクル」「頒布会」等の定期購入を想起させる表現を用いてお客様に訴求し、出店者その他のウェブサイト等に誘導したうえで商品等を販売する行為
  - (3) 前二号に類似する販売方法に当たると当社が判断する行為
- 2 定期購入を実施するにあたっては、消費者契約法および特定商取引に関する法律その他の法令を順守してください。また、医薬品やコンタクトレンズについては法令に従って処方箋や問診を実施するなど、商品等について順守すべき法令を必ず順守してください。
- 3 同一の商品等について、定期購入と定期購入以外の販売方法を併用する場合には、当該商品等の出店者ページに両方表示してください。両者について、それぞれの出店者ページを作成してはいけません。
- 4 定期購入の対象とする商品等は、確実に在庫を確保し、継続的な販売をすることができるものを選択してください。
- 5 定期購入に関してお客様との間で売買契約等（以下「定期購入契約」といいます）が成立した場合は、その契約内容に従い、継続的に商品等の販売を実施してください。万一、継続的な販売をすることができない状況となった場合は、お客様に商品等が届く予定日（以下「お届け予定日」といいます）の 11 日前（以下「スキップ・お届け予定日変更・定期購入の解約期限」といいます）までに、定期購入機能を利用して、次回配送のスキップ（次回配送のお届け予定日を、次々回の配送のお届け予定日に変更することをいいます。また、次々回以降の配送のお届け予定日も、各配送の次の配送のお届け予定日にそれぞれ変更されます。以下に同じです。）もしくはお届け日予定日の変更または定期購入契約の解約を行ってください。また、お客様に対してその旨を直ちに連絡してください。なお、配送のスキップ・お届け予定日変更・定期購入の解約期限を経過した場合、いかなる理由であっても、定期購入機能を利用して、配送のスキップもしくはお届け日予定日の変更または定期購入契約の解約を行っては

いけません。

- 6 定期購入契約の解約と併せて当社所定の商品等の価格変更または代替品の提案機能を利用する場合、以下の事項を順守してください。なお、当該機能を利用せずに成立済みの定期購入契約に関する商品等の価格変更または切替を行うことは禁止します。
  - (1) 流通価格等と比較して適切な価格で商品等を登録すること
  - (2) 商品等の名称、内容、数量、製造者、価格等に関して同一性または同質性のない代替品を登録しないこと
- 7 2回目以降の配送に関する送料や手数料等をやむを得ず変更する場合、お客様に対してその旨を直ちにご連絡し、お客様の同意を得たうえで変更してください。
- 8 配送回によって配送される品物が異なる商品等について定期購入を実施する場合、以下の事項を順守してください。
  - (1) お客様が商品等の内容および価値等を適切に判断できる情報（商品等に含まれる個別の品物（以下、単に「品物」といいます）の点数、品物の種類、品物の価値の額等の情報を含みますが、これらに限りません）を、商品説明に記載してください。
  - (2) 前号のほか、特定の配送回または一定の頻度でのみ配送される品物がある場合は、当該品物の内容、当該品物が配送される回または配送頻度に関する情報および当該品物が配送されない配送回においてどのような品物が配送されるかに関する情報等を商品説明に記載してください。
  - (3) 各回の配送における品物の価値の額は、各回の配送における商品等の販売価格を下回らないようにしてください。
- 9 出店者様の在庫不足またはお客様の決済手段の設定ミス等により、2回目以降の配送データを生成できなかった場合、当社より出店者様に対し、メール等の方法でその旨をご連絡します。その場合、以下のとおり対応してください。
  - (1) 当社からの連絡において、出店者様に起因して配送データを生成できなかった旨が記載されていた場合、当社からの連絡に従い、直ちに在庫不足を解消する等の適切な対応をしてください。
  - (2) 当社からの連絡において、お客様に起因して配送データを生成できなかった旨が記載されていた場合、当社からの連絡に従い、お客様に対して決済手段を適切に設定するよう促す等、お客様に対して適切な行動をとることを促してください。
- 10 以下の各号に定めるいずれかの契約に基づく配送サービスを配送方法として設定している場合は、当該契約を解約する前に、必ず、配送方法を変更し、新たな配送方法を設定してください。
  - (1) ヤマト運輸株式会社（会社分割、合併、事業譲渡等により契約主体が変更した場合および商号変更等がなされた場合を含む）が提供する「フルフィルメントサービス」または「ピック&デリバリーサービス」に関する契約
  - (2) その他当社が別途指定する配送サービスに関する契約

- 11 出店者様が自ら一時休店を行う予定がある場合または当社による一時休店措置が見込まれる場合は、以降、定期購入の実施を中止し、新規の定期購入契約の締結をしないでください。
- 12 お客様との間で定期購入契約を締結しているにもかかわらず出店者様が自ら一時休店を行った場合または当社による一時休店措置がなされた場合、以下のとおり対応してください。
  - (1) 一時休店開始日時点において、定期購入契約における次回配送のスキップ・お届け予定日変更・定期購入の解約期限が経過している場合、予定どおり次回配送を実施してください。

なお、次々回以降の配送は、一時休店が終了するまでの間、継続的にスキップ処理がなされます。一時休店が終了した後、本項第3号に従って対応してください。
  - (2) 一時休店開始日時点において、定期購入契約における次回配送のスキップ・お届け予定日変更・定期購入の解約期限が経過していない場合、次回以降の配送は、一時休店が終了するまでの間、継続的にスキップ処理がなされます。一時休店が終了した後、本項第3号に従って対応してください。
  - (3) 一時休店が終了した場合、本項第2号または第3号の継続的なスキップ処理は終了し、一時休店が終了した日から10日が経過した日から最も近いお届け予定日に予定されている回の配送データが、自動的に生成されます。

お客様に対して、速やかに自動生成された回の配送に関する御連絡をするとともに、かかる配送データの内容に従い、配送を実施してください。
- 13 利用約款の定めに基づき、出店者様が本契約を終了する旨を当社に通知する場合または当社が出店者様に対して本契約を終了する旨を通知した場合、以下のとおり対応してください。
  - (1) 定期購入の実施を中止し、新規の定期購入契約を締結しないでください。
  - (2) 本契約の終了日の11日前までに、定期購入機能を利用して、お客様との間で締結された定期購入契約のうち、スキップ・お届け予定日変更・定期購入の解約期限が到来していないものを全て解約してください。
- 14 本契約の終了日時点でお客様との間で締結された定期購入契約が解約されていない場合、本契約の終了日時点において、配送のスキップ・お届け予定日変更・定期購入の解約期限が経過している配送については、本契約が終了した後であっても、予定された配送を実施してください。
- 15 出店者様は、以下の各号が定める場合に、お客様との間で締結された定期購入契約が終了することを了承するものとします。なお、システム処理の関係上、Yahoo!ショッピングの管理画面等においては有効な定期購入契約が表示される場合がありますが、当該表示は本項本文の定めを妨げるものではありません。
  - (1) 本契約が終了したとき

- (2) お客様の Yahoo! JAPAN ID が削除されたとき。なお、この場合においては、既に生成された配送データに基づく配送は実施するとともに、当社より出店者様に対して、お客様の Yahoo! JAPAN ID が削除された旨をご連絡いたしますので、出店者様にて、ストアクリエイターPro より、定期購入契約の解約処理手続を実施してください。
- 16 その他、別途、当社が提示する定期購入等についてのマニュアルに記載された表示条件、順守事項、注意事項その他の内容を全て順守してください。

### 第 17 ソーシャルギフト機能に関するルール

利用約款第 4 条第 1 項第 1 号（サ）の機能の 1 つとして当社が出店者様に対して提供する、商品等を贈答用に販売することができる機能（以下「ソーシャルギフト機能」といいます）の利用に際しては、以下の規定が適用されます。

- 1 出店者様は、ソーシャルギフト機能を利用するか否かを、当社が別途提供するツール上で設定することができます。なお、設定はいつでも変更することができますが、変更後一定時間経過後に反映が行われます。
- 2 当社は、当社の任意の判断により、ソーシャルギフト機能の対象としない商品等のカテゴリその他の制限を行う場合があります。なお、当該制限は、当社が出店者様に対して、正確性、確実性、必要範囲の網羅性等を保証するものではございません。
- 3 出店者様は、ソーシャルギフト機能の利用に適さない商品等（本人確認等が必要な商品等、贈答に適さない商品等などを含みますがこれらに限りません）を出品する場合は、出店者様の任意の判断と責任において、第 1 項の設定を、ソーシャルギフト機能の利用を行わない設定に変更するものとします。
- 4 出店者様は、注文を行うお客様と商品等を受け取る者（以下「受取人」といいます）が異なるソーシャルギフト機能の特性上、以下の各号に定める事項をあらかじめ承諾するものとします。
  - (1) 配送、受取等のトラブルの発生可能性を判断のうえ、注文に対する承諾を行うこと。
  - (2) 注文を行うお客様と受取人それぞれに関する個人情報の授受を行う場合は、個人情報の保護に関する法律および管轄官庁のガイドラインを遵守して行うこと。
- 5 その他、別途、当社が提示するソーシャルギフト機能についてのマニュアルに記載された表示条件、順守事項、注意事項その他の内容を全て順守してください。

## 第 3 章 PayPay ポイント

## 第 1 定義

- 1 本章から第 6 章までにおいて、「税抜注文額」とは、注文された商品等の税抜販売価格（送料や手数料等は含みません）をいいます。
- 2 本章から第 6 章までにおいて、「税込注文額」とは、注文された商品等の税込販売価格（送料や手数料等は含みません。また、ストアクーポンが利用された場合は、税込販売価格からストアクーポンによる値引き額を引いた額）をいいます。
- 3 本章から第 6 章までにおいて、PayPay ポイント付与の計算の基礎となる「付与対象額」とは、以下の金額を意味します。
  - (1) モールクーポンおよびストアクーポン（以下、あわせて「ショッピングクーポン」といいます）のいずれも利用されなかった注文の場合  
税抜注文額
  - (2) ショッピングクーポンが利用された場合  
税抜注文額からショッピングクーポンによる値引き額を引いた額

## 第 2 基本事項

- 1 基本ポイントの付与
  - (1) 付与率の計算
    - ア 当社は、利用約款第 1 編第 9 条第 1 項第 1 号に基づいて、Yahoo! JAPAN ID でログインして商品等を購入したお客様に対して、基本ポイント付与率に基づき計算された PayPay ポイント（以下「基本ポイント」といいます）を付与します。
    - イ 当社の定める基本ポイント付与率は 1% です。
    - ウ 基本ポイント付与率の計算は、1 商品等ごと（定期購入については 1 商品等の配送回ごと）におこなわれます。
    - エ 付与される基本ポイント数の計算は、付与対象額×基本ポイント付与率（計算後、小数点以下切り捨て）で算出します。  
例：お客様がショッピングクーポンを利用せずに商品等 A（税抜注文額 2,160 円）を基本ポイント付与率 1% にて 1 個購入した場合の計算式は  $2,160 \times 0.01 = 21.6$  となり、21 円相当の PayPay ポイントが付与されます。
    - オ 各商品等に対して付与される基本ポイント数の計算は、基本ポイント付与率に基づき、当社がおこないます。
  - (2) お客様への基本ポイントの付与  
基本ポイントは、注文日の翌週から 3 週間経過後の土曜日に、自動的にお客様に付与されますが、注文処理の状況やシステム負荷により付与日が前後することがあります。

## 2 上乗せポイントの付与

### (1) 付与率の計算

ア 出店者様は、Yahoo! JAPAN ID でログインして商品等を購入したお客様に対して、7 に基づいて設定する付与率（以下「上乗せポイント付与率」といいます）に基づき計算された PayPay ポイント（以下「上乗せポイント」といいます）を付与することができます。

イ 上乗せポイント付与率の計算は、1 商品等ごとにおこなわれます。

ウ 付与される上乗せポイント数の計算は、付与対象額×上乗せポイント付与率（計算後、小数点以下切り捨て）で算出します。

例：お客様がショッピングクーポンを利用せずに商品等 A（税抜注文額 2,160 円）を上乗せポイント付与率 1%にて 1 個購入した場合の計算式は  $2,160 \times 0.01 = 21.6$  となり、21 円相当の PayPay ポイントが付与されます。

### (2) お客様への上乗せポイントの付与

ア 上乗せポイントは、注文日の翌週から 3 週間経過後の土曜日に、自動的にお客様に付与されますが、注文処理の状況やシステム負荷により付与日が前後することがあります。

## 3 おトク指定便による PayPay ポイントの付与

### (1) おトク指定便によるポイントの付与

出店者様は、Yahoo! JAPAN ID でログインして商品等を購入したお客様に対して、当社が提供する機能を利用して、一注文ごとに（ただし、定期購入により販売する商品等については初回配送分に限り、その配送予定日に対応して、別途当社が指定する条件および付与数の範囲内で、PayPay ポイント（以下「おトク指定便ポイント」といいます。）を付与することができます。なお、おトク指定便ポイントの付与は出店者様の意思によっておこなうものとし、おトク指定便ポイントの付与等について、当社はなんら責任を負いません。

### (2) お客様へのおトク指定便ポイントの付与

おトク指定便ポイントは、注文日の翌週から 3 週間経過後の土曜日に、自動的にお客様に付与されますが、注文処理の状況やシステム負荷により付与日が前後することがあります。

## 4 PayPay ポイントの原資負担

(1) 基本ポイントの原資は、基本ポイント付与の原因となった商品等（以下「基本ポイント付与原因商品等」といいます）を販売した出店者様が負担します。

(2) 上乗せポイントの原資は、上乗せポイント付与の原因となった商品等を販売した出店者様が負担します。

- (3) おトク指定ポイントの原資は、おトク指定ポイント付与の原因となった商品等を販売した出店者様が負担します。

#### 5 当社から出店者様に対する PayPay ポイントの原資の請求方法

- (1) 出店者様が 4 に基づいて負担する PayPay ポイントの原資のお支払いは、当社が出店者様へお支払いする売上から相殺されるものとします。なお、不足が生じる場合は、別途当社が選択する時期および方法により請求します。
- (2) 毎月の PayPay ポイントの付与数は、ストアクリエイターPro 内で確認できます。

#### 6 PayPay ポイントの取消

##### (1) PayPay ポイントの取消

お客様からの申し出等により注文の取消があった場合、お客様に付与された PayPay ポイントは当社所定の方法により自動的に取り消されます。

##### (2) 注文の取消による差額処理

ア お客様からの申し出等により注文の取消があった場合、当社は当該注文に関して付与される PayPay ポイントの原資を返金します。返金方法は、本サービスの利用にあたって出店者様が当社に対して負担する債務と相殺する方法とします。また、返金額が当該請求額を超過した場合、出店者様に対して出店者様が指定した出店者様名義の金融機関の預金口座に振り込む方法で返金します。この場合の振込手数料は、当社が負担します。

イ 本契約の終了の時点で本契約が終了した月までの PayPay ポイントの請求額との相殺をおこなってもまだ超過する返金額があるとき、出店者様に対して出店者様が指定した出店者様名義の金融機関の預金口座に振り込む方法で本契約終了後に返金します。この場合の振込手数料は、当社が負担します。

#### 7 上乗せポイント付与率の設定について

- (1) 当社は、上乗せポイント付与率を出店者様が設定する手段として、ストア別付与率設定機能、商品等別付与率設定機能および定期購入用付与率設定機能を出店者様に提供します。機能の詳細は次のとおりです。

##### ア スタ別付与率設定機能

- (i) スタ内で一律の上乗せポイント付与率の設定
- (ii) スタ別付与率の有効期間設定

##### イ 商品等別付与率設定機能

- (i) スタエディタや商品データベースアップロードにより商品等別に上乗せポイント付与率を設定できます。
- (ii) 商品等別の上乗せポイント付与率は、Yahoo!ショッピングのストアペ

ージ内の商品情報の反映完了時から適用されます。

ウ 定期購入用付与率設定機能

- (i) 定期購入により販売する商品等別に上乗せポイント付与率を設定できます。
  - (ii) 上乗せポイント付与率は、Yahoo!ショッピングのストアページ内の商品情報の反映完了時から適用されます。
- (2) 定期購入以外の販売方法では、ストア別付与率設定機能または商品等別付与率設定機能で設定した上乗せポイント付与率が商品等に設定されます。なお、各機能による上乗せポイント付与率が同時に設定された商品等については、商品等別付与率の設定を優先します。
- (3) 定期購入の販売方法では、前記(2)の上乗せポイント付与率(設定されている場合に限り)に、定期購入用付与率設定機能による上乗せポイント付与率が加算して設定されます。
- (4) 出店者様は、当社が設定した上乗せポイント付与率の範囲外の設定はできません。ストア別付与率設定機能および商品等別付与率設定機能ともに、1～14%の範囲内(ただし小数点以下を設定することはできません)の付与率を設定できます。また、定期購入商品等別付与率は、1～15%の範囲内(ただし小数点以下を設定することはできません)の付与率を設定できます。
- (5) 出店者様は、ストア別付与率設定機能を利用する場合、有効期間中に上乗せポイント付与率、有効期間等の修正はできません。
- (6) 出店者様は、定期購入用付与率設定機能を利用する場合、初回の販売時に設定した上乗せポイント付与率を2回目以降の販売時に修正することはできません。2回目以降の販売時も、初回の販売時に設定した上乗せポイント付与率が適用されます。
- (7) 出店者様負担による上乗せポイント付与率の設定は出店者様の意思によっておこなうものとし、設定された上乗せポイント付与率、当該付与率に基づき上乗せポイントを付与する期間等について当社はなんら責任を負いません。

## 第4章 アフィリエイト

### 第1 定義

本章から第5章までにおいて、アフィリエイトパートナー報酬の計算の基礎となる「報酬対象額」とは、以下の金額を意味します。

- (1) ショッピングクーポンが利用されなかった注文の場合  
税抜注文額
- (2) ストアクーポンが利用された場合

税抜注文額から、ストアクーポンによる値引き額のうち税抜注文額に対応する  
値引き分を引いた額

- (3) モールクーポンが利用された注文の場合  
税抜注文額

## 第 2 アフィリエイト料率

出店者様が負担するアフィリエイト料率は、基本料率（固定）の 1%と出店者様が任意に変更できる特別料率（0～49%）の合計です。

アフィリエイトパートナーには、上記の出店者様負担の料率に当社の負担料率 1%（※2014年 2 月 1 日より、新規注文のみ 1%を付与に変更）を加算してお支払いいたします。

## 第 3 アフィリエイト料率の設定可能期間

翌々日午前 0 時以降の料率を設定できます（翌日の設定はできません）。

また、設定した料率は、設定日の前々日 23 時 59 分 59 秒まで取消および修正ができます。

※料率設定を変更した日の前日になると設定内容が確定し、取消および修正はできません。ご注意ください。

## 第 4 アフィリエイト料率設定のメリット

アフィリエイトの料率を高めを設定すると、アフィリエイトパートナーが確認する料率リストの上位に表示されます。

アフィリエイトパートナーは報酬が増えるため、お客様を積極的に誘導する可能性が高くなります。

## 第 5 リスクについて

料率設定を行うと、誘導の効果が上がる可能性が高くなると同時に負担金額も増加します。

本機能をご利用の際には、サービス責任者を含め貴社内で十分検討していただいたうえで、出店者様のご判断でお申し込みください。

本機能のご利用に伴う損失等は、基本的に、出店者様の責任となります。あらかじめご注意ください。

## 第 6 報酬負担分および手数料について

アフィリエイトパートナーのサイトを経由して 30 日以内に注文があった場合に、お支払いが発生します。ただし、定期購入により販売する商品等については、注文後の初回配送

にのみお支払いが発生し、2回目以降の配送回にはお支払いは発生しません。

アフィリエイトサービスで、お支払いいただく金額は、以下2項目の合算です。

- ・ アフィリエイトパートナー報酬  
報酬対象額×負担料率（基本料率と特別料率を足したもの。小数点以下は四捨五入）
- ・ アフィリエイト手数料  
アフィリエイトパートナー報酬（税込）の30%（小数点以下は四捨五入）

## 第5章 ショッピングクーポン

### 第1 ショッピングクーポンサービスの内容

- 1 ショッピングクーポンサービスを利用できる商品等  
ショッピングクーポンサービスを利用できる商品等はYahoo!ショッピングにおいて取り扱い可能な商品および役務とします。なお、当社は、当社の判断により、当該商品等を変更し、制限することがあります。
- 2 定期購入におけるショッピングクーポンサービスの利用  
定期購入により販売する商品等については、初回配送にのみショッピングクーポンサービスを利用できるものとし、2回目以降の配送回にはショッピングクーポンサービスを利用することはできません。
- 3 ショッピングクーポンの併用  
お客様が同一注文内で、ストアクーポンとモールクーポンを同時に利用することはできません。なお、複数のショッピングクーポンを獲得されたお客様は、注文時に適用するショッピングクーポンを選択することができます。
- 4 ショッピングクーポンの利用キャンセル  
ショッピングクーポンを利用した注文について、出店者様はお客様からの申し出等によりショッピングクーポンの利用をキャンセルすることができます。なお、相当の事情やお客様への説明が無いまま出店者様都合により一方的にショッピングクーポンの利用をキャンセルする行為は禁止します。
- 5 ショッピングクーポンサービスを利用できない決済方法  
決済方法によっては、ショッピングクーポンサービスを利用することができません。当社は、当社の判断により、ショッピングクーポンサービスが利用可能な決済方法を制限し、またその制限を変更することができます。

### 第2 ストアクーポンについて

- 1 ストアクーポンの種類は、以下のとおりとします。
  - (1) 送料無料
    - 1 注文の商品送料分を一律無料にするストアクーポン

(2) 定額値引き (●円引き)

税込注文額から、設定した定額分を値引きするストアクーポン

(3) 定率値引き (●%引き)

税込注文額から、設定した定率分を値引きするストアクーポン

※値引き額の 1 円未満は切り捨てとします。

## 2 スタアクーポンの利用条件

ストアクーポンの利用条件は、以下のとおりとします。

(1) 対象商品等の指定の有無

ア 対象商品等を指定する場合

ストアクーポンを利用できる対象商品等は最大 1,000 品目指定できます。

※ 定額値引きおよび定率値引きについては、ストアクーポン 1 回の利用につき、指定した対象商品等 1 品目の税込注文額を値引きの対象とします。

※ お客様が同一注文内で複数の商品等を注文し、お客様が利用するストアクーポンにおいて対象商品等として指定された商品等が含まれる場合であって、お客様が利用するストアクーポンの利用回数が当該注文内に含まれる対象商品等として指定された商品等の個数に満たない場合、ストアクーポンによる値引きは、対象商品等のうち税込注文額の高い商品等から順番に適用されます。また、お客様が複数のストアクーポンを利用した場合、お客様にとってより有利な条件（値引き額が大きくなる）となるストアクーポンを、対象商品等のうち税込注文額の高い商品等から順番に適用します。

例) お客様が商品等 A (税込注文額 500 円) を 1 個および商品等 B (税込注文額 300 円) を 1 個注文し、かつ、「商品等 A および商品等 B に利用できる 5%引きクーポン」を 1 枚利用した場合、税込注文額の高い商品等 A に対して 5%の値引きストアクーポンを適用します。

例) お客様が商品等 A (税込注文額 500 円) を 1 個および商品等 B (税込注文額 300 円) を 1 個注文し、「対象商品を指定しない (ストア全商品等に利用できる) 5%引きクーポン」および「商品等 A に利用できる 10%引きクーポン」を 1 回ずつ同時に利用した場合、商品等 A の注文額の 10%引き、商品等 A と B の合計金額の 5%引きが適用されます。

※ 複数の商品等を対象商品等として指定し、対象商品等の同時購入をストアクーポンの利用条件とすることもできます。

※ 公開範囲 (カート) の表示・非表示設定で「表示」を選択している場合は、複数の商品等を対象商品等として指定し、対象商品等の同時購入をストアクーポンの利用条件とすることはできません。

イ 対象商品等を指定しない場合

(i) 対象商品等を指定せずにストアクーポンを発行できます。

- (ii) 対象商品等を指定しなかった場合、ストアクーポンを利用した注文における全商品等の税込注文額の合計金額を値引きの対象とします。
- (2) 有効期限  
出店者がストアクーポンの公開日として設定する日から起算し、1日から90日までの範囲において1日単位でストアクーポンの利用の有効期限を設定できます。
- (3) 税込注文額、注文個数  
以下のいずれかの条件を指定できます。同時に指定することはできません。
- ア 金額条件（●円以上）  
ストアクーポンを利用した注文における全商品等の税込注文額の合計金額が一定以上の金額となる場合に利用できる条件を設定できます。
- イ 個数条件（●個以上）  
注文する商品数が一定以上の個数となる場合に利用できる条件を設定できます。  
なお、対象商品等を指定するストアクーポンに個数条件を設定する場合でも、対象商品等と対象外の商品等の注文個数を合計した個数に基づいて個数条件を満たすかを判定します。
- (4) 利用端末  
パソコン、スマートフォンのいずれか、または両方を選択できます。  
※ 公開範囲（カート）の表示・非表示設定で「表示」を選択している場合は、パソコン、スマートフォン両方の選択が必要となります。
- (5) スタアクーポンの利用可能回数  
ア お客様お一人あたりのストアクーポンの利用回数について、上限（●回まで）を設定、または無制限とすることができます。  
イ お客様ごとの利用可能回数にかかわらず、当該ストアクーポンを利用される回数の上限を設定できます。  
※ 「お客様ごとの利用可能回数×配布人数」を対象商品等の在庫数より多く設定する場合は、お客様に告知する際やクーポン名、クーポン説明文等に「先着●個限定」「先着●名限定」と明記してください。なお、ストアクーポンの発行にあたり、先着分の対象商品等を確保するめどをたててください。  
※ 公開範囲（カート）の表示・非表示設定で「表示」を選択している場合は、お客様の利用可能回数にかかわらず、当該ストアクーポンを利用される回数の上限を設定することはできません。
- (6) スタアクーポンの併用  
対象商品等を指定しないストアクーポン同士の併用を除き、同種または異なる

種類のストアクーポンを併用できるものとします。

(7) スタアクーポンの公開設定

ストアクーポンの公開範囲（カート）を「表示」または「非表示」に設定することができます。

3 順守事項

- (1) スタアクーポンの内容（対象商品等、商品画像、利用可能回数等）や条件（複数商品同時購入、先着順等）は、お客様に告知する際やショッピングクーポン発行の際にわかりやすく明記してください。
- (2) スタアクーポンにはわかりやすい商品の画像を表示してください（静止画以外の表示はできません）。また、利用約款および法令等を順守し、第三者の著作権を侵害するものその他不適切な画像は使用しないでください。
- (3) スタアクーポン発行の際は、商品番号や値引き額を間違えないように確認してください。
- (4) 告知内容が虚偽・誇大とならないように注意してください。二重価格表示や優良誤認、有利誤認、不当廉売などにあたらないか確認してください。

### 第3 モールクーポンについて

1 モールクーポンとは

当社または当社が認めた第三者は、一定の商品等やカテゴリ等を対象として、注文金額の定額値引きや定率値引き等で利用できるモールクーポンを発行する場合があります。モールクーポンが利用された注文について、出店者様はモールクーポン利用後の金額でお客様と取引を行いますが、モールクーポンによる値引き額は当社または当社が認めた第三者が原資負担するものとして、次項の定めにより当社から出店者様へ支払います。

2 出店者様から当社に対する値引き額の請求

- (1) 当社は、ストアクリエイターPro 内で計算された月間のモールクーポン利用による値引き分（以下「モールクーポン利用分」といいます）を、当該モールクーポンが利用され取引を行った出店者様に対し、翌月末日までに支払います。
- (2) 支払い方法は、出店者様が指定した出店者様名義の金融機関の預金口座に振り込み・送金することとします。
- (3) 支払いの際に発生した振込手数料は、当社が負担します。
- (4) 毎月のモールクーポン利用分は、ストアクリエイターPro 内で確認できます。

3 モールクーポンを利用した注文の取消

(1) モールクーポンが利用されていた注文の取消

お客様からの申し出等により該当注文の取消があった場合、モールクーポン利用分は当社所定の方法により自動的に取り消されます。

(2) モールクーポンが利用されていた注文の取消による差額処理

ア 当社よりモールクーポン利用分の支払いがなされた取引が取り消される場合、当該取引をおこなった出店者様は、当社からすでに受領したモールクーポン利用分を当社に返金します。返金方法は、該当注文の取消が発生した月のモールクーポン利用分の出店者様から当社に対する請求分と相殺する方法とします。また、返金額が当該請求額を超過した場合、出店者様は当社に対して当社が指定する方法にて返金するものとします。

イ 本契約終了の時点で本契約が終了した月までのモールクーポン利用分との相殺をおこなってもまだ超過する返金額があるとき、出店者様は当社に対して当社が指定する方法にて本契約終了後に返金するものとします。

4 順守事項

ストアクリエイターPro のトピックスから遷移する「トピックス一覧」の「販促情報」内の「モールクーポン情報」に掲載されていないモールクーポンについて、ストアニュースレターやストアページへの掲載など、その方法を問わず出店者様自ら訴求しないでください。

## 第 6 章 定期購入

1 出店者様は、当社に対し、定期購入機能の利用料（以下「定期購入利用料」といいます）として、以下の計算方法に従い算出する金額（税別）を支払います。ただし、初回の配送回の定期購入利用料は無料とします。

**【計算方法】**

定期購入により配送した（※）商品等の各配送回の税抜注文額×1%（小数点以下切り上げ）

※「配送した」とは、定期購入機能による各配送回のデータが生成された後、出店者様が当該配送回の注文ステータスを「完了」にした時点を行います。なお、当該配送回に関する配送データが生成される時点（目安）は、お届け予定日の 10 日前の日のいずれかの時間帯になります。

2 出店者様は、毎月末日締めで当該月分の定期購入利用料の合計金額に消費税等を加算した金額を、利用約款第 14 条に定めるストア負担額として当社に支払います。

3 前二項の定めにかかわらず、当社は、事前に期間を定めて、出店者様に通知することにより、当該期間中の定期購入利用料を無料とすることがあります。

4 出店者は、当社が利用約款または本ガイドラインの定めに基づき本サービスの全部または一部の利用を停止している場合であっても、当該期間中の定期購入利用料が減免されないことをあらかじめ承諾します。

## 第 7 章 原資負担

利用約款第 1 編第 14 条第 1 項第 4 号に基づき出店者様が負担する本件プロモーションの原資は、基本ポイント付与原因商品等の税込注文額の 1.5%相当額とします(定期購入については 1 商品等の配送回ごとに負担が発生します)。なお、出店者様は、当社が、キャンペーン等の原資を、いつ、どのキャンペーン等に使用したかを開示しないことをあらかじめ承諾するものとします。

2024 年 2 月 28 日改定

以上